

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年2月17日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総 務 課 長	堀			修	君	企 画 課 長	高	橋		務	君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君
健 康 福 祉 課 長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君

会計管理者	佐藤光弥君	教育長	那須栄一君
教育委員会	高橋善之君	農業委員会会長	伊原ひとみ君
教育課長		代理	
選挙管理委員会	石垣ヒロ子君	代表監査委員	金野周悦君
委員長			

☆

#### 出席した事務局職員

事務局長 佐藤廉造 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口 めぐみ

☆

#### 本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、佐藤充農業委員会会長が公務により欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） おはようございます。先週土曜日の深夜に起きた地震では、3.11の災害を思い出すかのような揺れがありました。深夜でしたが、私たちの海岸線の地域では、津波警報に備えて避難の準備をされた方も多かったことと思います。我が町では、災害がありませんでした。宮城や福島、その他の地域ではかなりの災害が出たようであります。被害に遭われた方々に改めて、壇上よりではありますけれども、お見舞いを申し上げます。

また、ニュースでは、避難所もコロナ対策をした避難所開設が行われており、対策も取られておられました。我が町でも、いつ起こるか分からない災害に対しての早めの対策マニュアルができることを願います。

それでは、第544回遊佐町議会定例会の一般質問、1番目の質問をさせていただきます。質問内容は、公共施設に関する質問と健康福祉課での事業の高齢者の福祉タクシー券に関する質問の2つになります。

初めに、公共施設に関する質問であります。現在も目の前では新庁舎の建設が行われておりますが、中でも我が町の学校施設やまちづくりセンターなどは、まだ真新しい公共施設が多くあります。その中で、経年劣化による修理や事業計画を立てての改修工事などにかかる費用はある程度予算を立てることができそうですが、町の事業計画にのっていない想定外の建物の修繕費がかなり目立ち、想定外の出費が多いのではないかと思います。特にRC構造の多い学校関係の施設では、雨漏りにかなりの修繕費を費やしていると思われる。そんな中、吹浦防災センターにおいては、竣工からまだ3年目ではありますが、その雨漏りが発生し、その箇所の改善がまだ行われておらず、昨年10月に雨漏りが確認されたまま約半年間、放置状態となっております。町では、修繕費の予算がないとのことで現在に至っておりますが、2階の図書館前のロビーはフロアと壁にカビが発生している状態となっていて、今後さらに広がる可能性もあります。カビの進行などを考えると早めの処置が必要と思われるのですが、どのような対応を取られるのか。また、今回のように想定外の修繕費が出た場合、町の財政の負担になっていくのではないかと思います。請負業者は、アフターケアをどこまで見てくれるのか。今後、統合小学校の増築はじめとした施設建設を控えていることなどを踏まえ、町は竣工後、想定外の修繕が出ないようにどのような対策を施工業者との間で取るのか。保証の在り方も含め、考える必要があるのではないかと思います。対応を含めた所見を伺います。

次に、健康福祉課での事業の福祉タクシー券についての質問になります。我が町でも令和5年頃には町民人口の約半分が65歳以上に迫る中、第9回田舎暮らしの本「住みたい田舎」町4部門では、遊佐町が全国総合5位と上位に入ったことは、定住、移住活動や鳥海山をはじめとした観光発信が周知され、実を結んだ結果であり、とても喜ばしいことであります。しかし、若者と子育て世代に関しては上位ではありませんけれども、シニア世代の評価は22位と、まだまだのようであります。シニア世代にとっては、買物に行く、病院に行く、イベントに行くなど、交通機関の少ない我が町での移動に関しては、必ずと言っていいほど車が必要になります。中には、普通免許は持っていませんが、原付免許で50ccのバイクなどで畑作業や買物に出かける65歳以上の高齢者もいらっしゃいます。しかし、悪天候のときや体調の悪いとき、また冬期間、独り暮らしやご夫婦どちらかが入院したとき、そういう場合などは原付のバイクで出かけることや遠くに見舞いに行くなど、移動が困難なことも生じられると思われます。そんな中で、現在の福祉タクシー券の事業の概要を少し見直すことにより、65歳以上のシニア世代にとっては現在の営業タクシーやデマンドタクシーも含めたさらなる利用拡大が望め、もっと住みやすい町になると思われそうですが、その考え方を伺います。

以上、2つの質問を壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から544回遊佐町議会2月の定例会最初の質問者であります2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

公共施設の瑕疵担保とそのアフターケアというのが視点でありました1つ目、まず吹浦防災センターにつきましては、平成27年9月18日に着工し、平成28年9月27日竣工、翌28日に完成検査を行い、同日付で引渡しを受けていますので、引渡しから、壇上では3年とありましたけれども、もう4年以上経過してい

るということを確認してほしいと思っています。吹浦防災センターの雨漏りにつきましては、令和2年10月16日に連絡を受け、同日担当が現場確認をした上で施工業者に現場確認を依頼しましたが、最終的に雨漏りをしている外壁部分の修理完了が今月、2月3日となりました。対応に時間を要したことについては、おわびを申し上げたいと思います。なお、建物内部の修繕については、乾燥など経過観察を経る必要があることから、もう少し時間をいただきたいと考えております。

さて、町が整備した公共施設の瑕疵担保につきましては、建設工事請負契約約款第46条第2項に、完成により引渡しを受けた日から2年以内、受注者の故意または重大な過失により生じた場合は10年と規定しており、これらの規定は国、県の指定を準用したものとなっています。よって、物件の引渡しから2年を経過すれば、その後の修繕については町の対応になります。事業者の良心的な対応と保証の在り方を考える必要があるのではないかという質問でありましたが、町の発注する建設工事については全て契約行為に基づき実施していることから、建設工事請負契約約款に定めること以外を求めることはできないものと考えております。

第2点目の質問でありました福祉タクシー券等の概要、そしてデマンドタクシーなどの活用というお話でありました。まず最初に、2021年度版住みたい田舎ベストランキング、宝島社の発行であります。1月4日発売の「田舎暮らしの本」2月号で発表されました。遊佐町は、全国の町部門で総合第5位、子育て世代が住みたい田舎部分でも第5位という高い評価をいただきました。また、エリア別ランキングでは、東北エリアの全市町村中、総合4位という大変すばらしい結果だと思っております。職員の本当の頑張った成果がしっかりと現れてきたということ、職員の努力に感謝をしたいと思っています。ランキングは全272項目で構成されたアンケート調査に全国645の自治体が参加して行われているものです。いわゆる我こそはという町村が多分全て参加したものだと思っています。そのうち町は全国240自治体が参加をいたしました。シニア世代の評価は22位で、議員はまだまだというお話でありましたが、アンケートに参加した全国240の町の中での順位でもありますので、上位35位までの自治体名が紙面で公表されていることを考えれば、全国の10%以内にランクインしているということはシニア世代の取組も実は高く評価をされているということをもまずご理解をいただきたいと思っております。

さて、高齢者社会が近づく中で、福祉タクシー券の概要変更でタクシーやデマンドタクシーのさらなる活用という質問でありました。今年度、山形県公共交通計画の策定に向け、県内、また地域内の移動に係る課題を掘り起こしておりますが、県内の高齢者人口が一貫して増加しており、高齢者の免許自主返納の増加によって地域公共交通に期待される役割は一層増すものと予想されております。加えて、首都圏等公共交通の充実した地域からの移住、定住希望者の受入れ等、本町でも地域公共交通のニーズはさらに拡大し、多様化していくものと思われれます。特に心配されることとして、酒田市の医療機関への通院で送迎のある医療機関は少ないため、駅を利用できる方は電車とバスと乗り継ぎ、駅が遠い方はタクシーと電車とバスの乗り継ぎまたは直接タクシーを利用している方もいらっしゃると思われれます。その場合の費用負担はかなり大きなものと想像できます。現在、民間タクシー会社が酒田―遊佐間で日曜、祝日を除く毎日、乗り合いタクシーを運行しております。ドア・ツー・ドアのため、自宅から酒田市内の病院や商業施設まで1人1,570円からと金額が設定されています。住んでいらっしゃる地域により金額は変わりますが、福祉タクシー券を利用しながら、デマンドタクシーと乗り合いタクシー、また電車と乗り合いタクシーを乗り

継ぐなどして、その方に合った公共交通機関の利用方法を提案し、今後も民間のタクシー事業者と情報交換しながら連携を図ってまいります。

次に、福祉タクシー事業についてであります。遊佐町では経済的負担の軽減を図り、積極的な社会活動と生活圏の拡大に寄与するため、免許をお持ちでない高齢者の方及び障がい者の方で要件に該当する方へタクシー券を交付しております。この事業は、遊佐町交通弱者対策事業、そして遊佐町高齢者福祉タクシー事業実施要綱、また遊佐町心身障がい者福祉タクシー事業実施要綱として、それぞれ実施していたタクシー利用補助の事業を平成27年度に遊佐町福祉タクシー事業実施要綱として一本化したものであります。高齢者の方への交付に関しましては、遊佐町交通弱者対策事業を利用していた方のうち、その多くが高齢者の方であった当時の状況を踏まえつつ、高齢者への交付要件として、それまで75歳以上の方を含む65歳以上の方のみの世帯への交付としていたタクシー券を65歳以上で運転免許証をお持ちでない個人への配布と変更し、世帯配布から個人配布、年齢要件についても緩和させた形となっております。交付枚数につきましても、実情に応える形で改定を行い、現在は年単位でそれぞれ高齢者に対し36枚、障がい者に対し42枚としております。また、遊佐町福祉タクシー事業のほかに、遊佐町運転免許証自主返納支援事業として、高齢者が有効期間が残っている免許証を自主的に酒田警察署に返納したときは20枚のタクシー券を交付しており、このタクシー券については年度を超えても利用できるようになっております。今後に関しましては、タクシーを利用する際、遠くて距離の長い方や利用頻度が多い方から交付枚数を増やしていただきたいとの要望もありますので、タクシー券を使い切った方に対する追加交付を検討しているところであります。

利用状況等については、所管の課長から答弁をいたさせます。

以上であります。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 私のほうから利用状況についてお答えをさせていただきます。

過去3年度の高齢者の方の利用実績を申し上げますと、交付枚数については平成29年度が1万8,696枚、平成29年度が1万8,696枚、平成30年度が1万8,120枚、交付枚数を改定した令和元年度が2万6,496枚となっております。交付枚数に対する利用率は平成29年度が58.6%、それから平成30年度が56.8%、令和元年度が53.4%となっております。また、運転免許証を自主返納してタクシー券の交付を受けられた方につきましては、平成29年度が74人、それから平成30年度が71人、また令和元年度が89人となっております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 町長からご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、訂正をさせていただきます。質問の中で3年とありましたので、その中で町長から4年がたっているということでしたので、4年に変更させていただきたいと思っております。

あともう一つは、田舎暮らしの22位というのを否定しているわけではなくて、こういった提案をのんではいただければもっとよくなるのではないかと、そういった意見でございますので、否定ということをご理解いただきたいと思います。

今ご答弁をいただきまして、吹浦まちづくりセンターの雨漏りの状況、お話をしても分からないと思

ますので、議長より承諾をいただいておりますので、写真の資料を皆さんにお配りしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(資料配付)

2 番(那須正幸君) それでは、皆さんのお手元のほうにカラーの2枚のお写真を用意させていただきました。白黒だと分かりにくいかと思ひまして、カラー写真という形で資料の提示をさせていただきました。

初めに、4枚載っている右の下のほう、こちらのほうが図書館前のロビーの壁、そして椅子のところと床であります。現在、これだけのカビが発生しております。穴が空いた、有孔の壁の中には断熱材が入っておりますので、そういったところも侵食をして、その背中のところの木までカビが出ているのかなと思われまふ。その上の左側、こちらは配管が上を向いておりますけれども、その左側のほうが玄関の上の屋上です。その屋上にやっぱり長靴が隠れるくらいの水がたまっていたということで、本来であればこの上を向いているところがつながっていて、右の横の配管に流れるという状況になってはいますが、ここのアールの部分が水が流れなくて、屋上に水がたまっていたということでもあります。その中を取ってみたら、右のごみ袋の中に入れていたくずといひましようか、そのくずが入っていて、右の横にコンクリートの破片のようなものが入っていたということでもあります。それを拡大したのが次のページの下の写真になります。ちょうどパイプの形に沿って形がなっておりますけれども、こちらのほう大きさとしては大体15センチから20センチくらいの大きさの1つのものが入っております。それを取って屋上の水を吐かしたということでもあります。図書館前のこの雨漏り、やはり壁に耳を当てますとポタポタと音がするというこゝで、まちづくりセンターの職員の方々が調べていただいて、そのところ、このブルーシートの張ってある写真がありますけれども、これが屋上のところの太陽光パネルの配管がありますが、その配管がここのところまで延びていて、そこから入っていたところから水が入ってきているのではないかということゝで、これ以上雨漏りが多くならないような形で職員の方がビニールシートを張って対応したところ、やはりその音が聞こえなくなったということでもありましたので、こういった形での対応ということでもありました。

先ほど町長からもお話がありましたけれども、こちらは実は昨年の12月18日の吹浦地区のまちづくり協議会の理事会に資料が上がった資料であります。対応はどうしたらいいかということゝで町の職員の方々からお話があったところでもありました。先ほどもお話がありましたけれども、これは10月にセンターのロビーに雨漏りが発生し、すぐに担当の企画課のほうに連絡をし、職員の対応をお願いしたということでもあります。職員の方々はすぐ来られて、すぐ対応してくれたのですが、なかなか施工業者さんが現場調査に来ないので、その際に職員の方が雨漏りをしているところにこの目張りをしてくれたということでもあります。11月になっても業者さんが来なく、11月20日に再度企画課に催促を促して、その場で業者さんの責任者から来ていただいて、設備業者さんに来てもらひ、今後の補修工事を約束する日にちを取ったということでもありますが、先ほど町長からも2月になったということでもありまして、なかなか来てくれなかったということでもあります。屋上にもやはり長靴が埋まるくらいの水がたまっていたと、吐けなかったということでもありましたが、業者さんによると、この残材は何か砂が飛んできたのではないかというお話をセンターの方々にしていたということではありますけれども、私も実際そのコンクリートの破片を見るとやはりコンクリートでありまして、そういったものがやはり詰まっていた流れなかったということでもあります。

そんなことを踏まえまして、一応私のほうから質問させていただきたいと思うのですが、課長は確認しておりますか。どうでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長には、けがを考慮いたしまして、着座での答弁を許可いたします。  
高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 座ったままで答弁をさせていただきます。

ご質問の状況については、私も現場を見て確認をしたところであります。担当でも事業者のほうに連絡をして、すぐ見ていただいているものというふうに思っておりましたけれども、なかなか実際は行っていなかったということで、その確認がおろそかであったということについて私からもおわびを申し上げたいと思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 担当の課のほうでも確認をしていたけれども、来てくれているものだと思っていたというお話でした。先ほどの町長の答弁の中でも、国と県が決めた約款に関しては特にこうしろ、ああしろという質問ではなくて、やはり町自体でどういうふうに対応していくのかというところを私としてはちょっとお聞きしたいと思います。

そんな中で、これをやはり公共施設ではなくて、ぜひ皆さんには自分のうちだと思って、その考え方をちょっと変えていただけないかなと思っております。新築で家を建てれば今は10年保証という、一般住宅は10年保証がついております。これは地盤も含めて、構造も全て10年保証がついております。3月からは、今度は断熱材の説明が設計屋さんか、もしくは業者さんによって建て主さんに断熱の設計の状況もお話をしなければならないというふうな形で、建物に関してはやはりかなり厳しくなっているような状況であります。そんな中で、当町も今、これから新庁舎もありますし、また新しい統合小学校の建築もこれから予定しております。さらには、大きなところではPATも予定をしていると思われまうけれども、その中でやはり何が一番大切なのかというところであります。今回の吹浦防災センターのほかに、例えばほかのまちづくりセンターでこのような事例があったのか、ちょっと課長のほうに伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

稲川のまちづくりセンターにおいて、フロアのひびが入ったというふうな事例があったというふうにお聞きをしております。そこにつきましては、事業者から改修をしていただいたというふう聞いております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、稲川でもフロアのひびがあったということでありました。経過を見ると、やはりなかなか犯人はいないわけであります。例えば工事をするに当たっては、発注者もそうでありまうけれども、設計屋さんも、そして施工業者さんもその内容に乗って、プライドを持って仕事をしてもらっていると私は思っております。ただ、状況によってはそういった事例も発生するというのもやはりあるわけでありまして、例えば新庁舎もそうですけれども、屋根の勾配が私から見るとちょっと足りないような感じも見受けられます。例えばこれが大雪が乗ったりとか、例えば雨風が逆から吹いてきたりするとやはりそういった雨漏りにつながるような傾向もあるのではないかと私は危惧しておりましたので、今回本当

にこういった事例があって皆さんにやはりその意識の再認識をぜひしていただければありがたいなと思っておりますので、一般質問のほうに出させていただきますところであります。

また、担当している吹浦防災センターの職員の方々、その対応をどうしていいかわからないわけでありまして。カビはだんだん進行していく中で、その対応がないという中で、事務局長さんもいろいろ手だてを打ってくれて、広がらないような形でいろいろやってくれたというところがこの写真を見ても分かると思うのですが、そういったところで先ほども質問の中にありました学校関係で結構こういった事例がありましたので、教育課のほうにお願いしまして、ちょっと調べさせてもらいまして、過去10年間でどのくらいの修繕費があったのか。特に遊佐中学校に関しましては、やはり毎年のように雨漏りの修繕があります。施政方針の中にもありましたけれども、ランチルーム、渡り廊下等の雨漏りがまだあるという町長の答弁でもありましたので、そういったところをぜひ教育課の課長のほうからどのくらいあるのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

2011年から今年度、2020年度までの10年間におきまして、小中学校の雨漏り等に関する修繕工事等の、委託料も含めまして、集計をしたところであります。中学校の分につきましては、800万円弱でございました。小学校につきましては、5,000万円ほどございまして、合わせますと5,800万円ぐらいになるという状況であります。中学校につきましては、30年近くたちますので、経年劣化の部分も多少なりともあるのかなと思われまして。これもメンテナンスをしっかりと、コーキング等の打ち替えを小まめにやったり、凍結防止器具の交換などもやれば防げるものもあつたのかもしれませんが、やはりその費用も結構かかりますので、なかなかそちらのほうにお金が回らないという実態でございます。それから、小学校5,000万円ほどあつたわけですが、うち800万円ほどは藤崎小学校の体育館でありました。これは、かつて藤崎中学校の体育館を転用しておりますので、これも経年劣化によるものが大きいのかなと思っております。それから、残り大半が遊佐小学校の体育館、これが3,700万円ほど要しております。あとは、まずほとんど小さなものということでありますので、やはりこの大きいところについて考えてみますと、屋根、それから外壁、窓枠、こういったところが原因の特定がなかなか難しいということで、広範囲に修繕をかけなければならないということで金額も大きくなってまいりました。遊佐小学校の体育館につきましては、小学校の中では一番最初に建てた学校でありますので、そういう意味からすると経年劣化の部分も少しはあつたのかなというふうに考えております。

なお、来年度増築を予定しております新校舎、増築校舎につきましては軽量鉄骨を予定しております。山形市のみはらしの丘小学校も同じようなものを増築しておりますと、担当のほうに伺いますと、まだ数年しかたっておりませんので当然なわけなのですが、何の支障もなく使っているということでもあります。今後、当然設計、施工の段階で担当者のほうとよく打合せを行って、我々の段階で防げるものは防いでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、教育課のほうから10年間でどのくらいかかったのかというお話を伺いました。



私の手元にも資料を頂いておりますけれども、約5,800万円ほど修繕費がかかっております。年間からすれば大体平均で600万円ほどの修繕費がかかるということでもあります。先ほど町長が2年以降の工事に関しては請負業者さんのほうからは手元が離れるというお話がありました。それはもう法律で決まっていることでもありますので、それをどうのこうのということではないのですけれども、やはり町としての対応、例えば発注する前に設計屋さんとの打合せで、やはり雨漏りのしないような構造をお願いしたい、そういうことはできるはずだと思うのです。設計屋さんに見れば、やはりデザインがよくて自分が設計したものをPRしたい、そういう気持ちは多分あると思いますが、設計屋さんプロでもありますので、そういったところの要望があれば酌んでいただいて、そういった対応もしてくれるのかなと思っております。また、完了検査におきましても、多分請負者の方、責任者の方、そして設計屋さん、それから担当の課の方々で完了検査を行っておりますが、どのような完了検査を行っているのかちょっとお聞きしたいと思います。そちらは総務課のほうでしょうか、担当。では、すみません、お願いします。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

建物の建設した場合の完了検査につきましては、基本的なやり方としては発注者である町、それから設計者、そして施工業者、この3者が合同でその施設の外観含めて全体を見て回るというふうなやり方で実施をしております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 完了検査というのは、やはり途中の検査もあるわけなので、それが通っていて引渡しの完了検査というのがあると思われましても、ぜひこの辺は、提案になるかもしれませんが、その完了検査の中にチェックポイントができるような、ちょっとマークシートみたいなものを用いてやはり、コーキングがしっかりしているとか、そういったものも少しご準備をいただいて、また写真などもやっぱりそういったところも撮っていただいて、記録に残していただくような形を取っていただいたほうが町民にとってはありがたいのかなと思っております。それはできるかできないかというのは、法律上もあるかと思っておりますので、これはあくまでも提案でありますので、そういったところも踏まえましてお願いをしたいと思います。

それで、企画課のほうに予算がないのだと言われて、予算がつくまで待つしかないというところでもありますけれども、遊佐町の工事約款を私もいただきました。ただ、細かくて、多分皆さんも見られると思うのですけれども、何が書いてあるか全然分からないのです。大きくすれば字がぼけてきて、なかなか見えにくいのです。この辺のところ、財政、総務課長ではありますので、総務課のほうからこういったところの、大きくサイズをこういったのはけちらないで、ぜひ大きく見やすくできないものでしょうか、伺います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この建設工事請負契約約款につきましては、恐らく可能性としてはお持ちになっている資料についてはひよっとしたらコピーのコピーというところで、なかなか字が潰れてしまっている部分もあるのかなということも考えられます。ただ、この字の大きさについてはページ数を考慮して、読み取れる範囲で最大の

フォント数ということで字の大きさを決定したということだと考えております。それでも見にくいということであれば大きくすることは可能でありますので、そこは検討をさせていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） コピーのコピーではなくて、担当のほうに伺って頂いたものですので、私も老眼が入っていてなかなか見にくいところもありまして、うちの若い人たちに見せたらなかなか集中できて読めないということでありましたので、どこかの保険会社さんの何か契約書みたいな感じに思われますので、やはりこういったものは、工事関係者の方々も若い人から幅広い世代の方々がいらっしゃいますので、ぱっと見て分かるような約款の作り方をさせていただければありがたいなと思っております。もう少し見やすくしていただければありがたいと思っております。

瑕疵保険につきまして私も、今はネットという便利なものがありましたので、いろいろと調べてみました。そういったところによりますと、日本建築学会の北海道大会、2004年でありますけれども、こちらのほうにでもやはり瑕疵保険に対する意見が出ておりました。その中には、見栄えだけの立派な建物を造る技術は現在では中小建設企業でも十分にあると。しかし、肝腎の欠陥、瑕疵は隠れており、検査時点では分からず、3年なり5年を経て顕現すると。そのように現れない欠陥を担保する役目が瑕疵保険の機関であるというふうな形でも載っておりました。また、国土交通省の約款の改正についての案というのもネットを見れば出てくるようではありましたけれども、こちらのほうは変更がないようでしたけれども、そういったところで国ベースでもこういった意見が出ているのかなと思いたしましたので、今後吹浦まちづくりセンターにおいての対応と、また今後の発注事業に関して、こればかりで時間を取ってしまいますので、企画課長、そしてどんな形で、ご自分の家だと思ってちょっとそのような答弁をいただければありがたいと思っております。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 外壁部分については改修をしたということでありまして、内部についてまだ残っております。そこについてもしっかり対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 対応していただけるということでありました。

また、この約款のほうをどうのこうのというのはなかなか私の立場からはできませんので、町としての考え方を少し町長のほうに、これからやっぱり建物もあると思っておりますので、少しご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今、役場庁舎造っているわけですが、私は造る前から県の建設技術センターですか、あの力をやっぱり借りなければそれなりのスペシャリストは、町としては1級建築士がいる町ではないわけですので、その力をやっぱり、県の力を借りますという形で最初から参画をさせて、来ていただいております。ちょうど遊佐町には建設技術センターから出向で2年間ぐらい、今酒田の所長ですか、芦野さん、芦野さんは遊佐町の建設課に、当時の地域生活課に出向していただいた方もいらっしゃいます。今庄内地区の所長をしているという形でありますので、そこらはやっぱり今まで遊佐町役場に勤

務されて、そして建設技術センターから出向いただいた方、今庄内の所長でありますので、やっぱりそういう県の大きな施設、技術者もしっかりそろっているところに来ていただいて、そしてご助言いただきながら、検査等にも参画をさせていただければありがたいと思っています。そのような形のやっぱり予算的なものもしっかり準備していきたいなと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、町長のほうからもしっかりとした予算を考えていきたいということでありますので、ぜひ、これは起こしたくて起こっているような事件ではないわけでありまして、自然災害やいろいろな条件が重なってこういったことが起きるということでもありますので、予算がなくて直すことができないというようにやはり今後の建築に関してはしっかりと予算を取っていただければありがたいかなと思っています。こちらのほうに関しては終わりたいと思います。時間もありませんので。

続きまして、高齢者タクシーについてであります。先ほどご説明をいただきました。かなりの方々が使われています。利用されています。その中で、一般の民間のタクシーとデマンドタクシーとご利用をいただいておりますが、そのデマンドタクシーの仕組みをちょっと担当のほうから簡単にご説明をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 私のほうからは、デマンドタクシーの件についてお答えをさせていただきますが、デマンドタクシーについては予約前日の午後4時30分までということにしておりまして、運行については当日9時から1時間単位で予約をいただいたお宅に訪問し、予定されている場所までお送りするという形で行っております。一律1回の乗車につき500円という形で行っておりまして、予約についてはどうしても予約をされた方のおうちから行きたいところまでということで、数人の方から予約があればどういった経路で送り迎えをするかということを取り組んでいかなければいけませんので、一応前日の4時半ということにしているところであります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、産業課担当のほうからのご説明をいただきました。意外と、私も地域内をお聞きしましたら、私も使っているという方々はかなり多かったようでした。デマンドタクシーに関しては、やはり入り口から入り口まで送ってくれるという、そういった利点、また一律500円でどこにでも行けるとい、町内ではありますけれども、そんな利用点があるのかなと思っておりました。デマンドタクシーというのはとてもいい事業であるかなと私は思っております。ただ、運行が平日のみという形になっておりまして、土日に関しては一般の民間のタクシーの利用をされている方々がおられるようです。ただ、基本料金の中でタクシー券が使えて、酒田に行くときなどやはりかなりの金額が出ているような形がありました。

その中で、健康福祉課長のほうにお聞きしたいのですけれども、福祉タクシー利用助成事業のその概要を、どんな方に適合するのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この福祉タクシー事業につきましては、遊佐町福祉タクシー事業実施要綱というものが定められておまして、直近では令和元年10月1日に改正をしたところでございます。この中で、利用対象者につきましては、当該年度で満65歳以上で道交法に規定する第1種免許を有しない方、まずその方が対象になるということでもあります。さらに、次のいずれかに該当して運転が困難と認められる方ということで、身体障害者手帳、それから養護学校に通学する方または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方、難病の方というふうなことで決められてございます。この方々につきましてタクシー券を発行するというので、年間、高齢者の方につきましては先ほど町長答弁にもあるとおり36枚、障がい者の方については42枚を交付させていただいているという状況でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありましたけれども、その枚数に関しましてはやはり利用している方々から大変ありがたいというお声をいただいておりますので、先ほど町長答弁でもありました枚数の増額なども考えているということでありましたので、ぜひそういったところは現利用者の方々にも対応をお願いしたいと思います。

何で今概要を聞いたかというのと、一番最初の満65歳以上で第1種免許証を所有していない高齢者とあります。私この第1種免許証というのは何か調べてみました。そしたら、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動2輪免許、普通自動2輪免許、小型特殊自動車免許、それから原動機付自動車免許、牽引免許とあります。この中で、高齢者の方々は免許を返納すれば必ずほかの免許というのも返納になるかと思っておりました。先ほど質問の中でもありましたけれども、中には普通免許を持たないで、原付免許を持って趣味の畑や買物に出かける方々もおられます。そういったところで、概要変更ということで私お話しさせていただきましたけれども、例えば1種免許ではなくて、今は昔と、私たちが小さい頃はよく耕運機でご夫婦が乗られているんところに、隣の村まで行くような状況がありましたけれども、今小型特殊に乗って買物に行くとか、トラクターに乗って病院に行くとか、そういった方々はおられないと思います。現代の状況にそぐった形で、単に普通免許を持たない方としてもいいのではないかと思っておりました。私もオートバイは乗りますけれども、オートバイというのは認知症や手足の動きにとってもいいということもありましたので、高齢者によってもバイクに乗られる方はおられると思います。ただ、普通免許となるとまた違うところのあれであると思うので、天気の良いときはやはり高齢者の方々も自分で動けるうちは動いて畑に行く、そして買物に行く、そういったことはあってもいいのかなと思います。ただ、やはり冬期間、雪のある日や雨風の日、なかなかバイクで、高齢者でタクシー券もバイク持っているからやれないと、バイクで行けど、自分でお金を出して行けど、同じ高齢者なのにと、そういった方々もおられると思いますので、少し概要を、例えば65歳以上の高齢者で普通免許を返納された方とただけでもかなり違うのではないかと思っておりました。そういったところで、やはりもっと高齢者に優しい町づくりを、そういった補助制度を適用できないかなというような形で今回提案をさせていただいたところであります。そういったところ、課長いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

先ほど実施要綱の中で、第1種運転免許を有しない方ということで現在要綱の中では規定されてござい

ます。ただいま的那須議員のおっしゃる内容によりますと、バイクに乗る人についてはもらえないのは、これはちょっと考えていただけないかということでありました。実際過去においてバイクを所持している方で誤解をして、運転免許がないということでもらった方がおりました。実はそれはバイクすらお持ちでない人がもらっているという指摘を受けまして、返納をしていただいたという経過もございます。その方の例からしますと、バイクに乗っている方については何も運転免許を持たない方よりは相当恵まれているというふうにやはり見えてしまうということも一定理解ができるのではないかというふうに思います。ただ、議員がおっしゃるように、そういった方についても冬場は乗れないわけですし、悪天候のときとか、そういうこともございます。それもまた私も理解できるところでございます。

議 長（土門治明君） 中川健康福祉課長の答弁中ではございますけれども、Jアラートの警報が始まりますので、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時56分）

休 憩

議 長（土門治明君） それでは、会議を再開いたします。

（午前10時57分）

議 長（土門治明君） 中川健康福祉課長、続けてお願いします。

健康福祉課長（中川三彦君） 続けます。

そのようなことで、どちらのほうの気持ちもよく理解できるということでございます。したがって、全体的に考えますと公平性をいかに確保するかということがありまして、非常に悩ましいということでございます。運転免許の中でもそういったバイクの免許をお持ちの方の取扱いについては、なかなか多様なご意見もあるところでございますので、なお検討課題とさせていただきたいということでございます。

以上です。

議 長（土門治明君） 暫時休憩いたします。

（午前10時58分）

休 憩

議 長（土門治明君） 会議を再開いたします。

（午前10時59分）

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今課長のほうからも、両方の気持ちは分かるのだと。これはもう人情であって、当然のことだと私は思っております。ただ、公平さがやはり問われるということもありましたので、例えば現利用者の枚数をもう少し増やしていただくとか、もしくは冬期間に限っての枚数を半枚にするとか、そういった形で、どちらも65歳以上、やっぱりある程度高齢になりますと私たちもそういった時代が来るのでありますので、やはり自分がそういった高齢者になったときに、ああ、この制度があってよかったな

と言われるような、時代にそぐった制度をぜひご検討いただければありがたいと思っております。

時間ありませんので、最後にデマンドタクシーと周知についてです。どこに頼めばいいのだという声があります。使っている方は駅に電話すればいいという形で分かっていますけれども、遊佐町のホームページには載っていません、タクシーはここに頼んでくださいとか、そういったものが載っていません。やはり普通の方々ですと分かりにくいところもありますので、もう少し例えば冷蔵庫に何か貼っておくようなデマンドタクシー予約番号とか、あと高齢者に対する補助制度が分かりにくいというお話もありました。周知の仕方です。実際子育て世代の補助金などはパンフレットもしっかりできていて分かりやすいのですけれども、高齢者の補助制度に関してはこういったものがありますというような、やっぱりもう少し町民に分かりやすい表示をしていただければと思います。やはりいいことはいいという形で、ぜひ町民の皆さんに周知できるような形で対応を取っていただきたいなと思っております。

最後ですけれども、実はジオパーク認定が2月5日にされました。本当に喜ばしいことだと思います。また、吹浦小学校では、1月23日に父母と教師の会、PTAが146年の中でその成果が認められて、文部大臣賞、優良PTA賞を受賞したということでありました。こちらは、町長をはじめ、教育長の方々がご参列をいただいたところであります。やはりこういった明るい話題、いい話題はもっともっと町民の方々に周知できるように、メディアも使ってどんどん、どんどんしていただければありがたいなと思っております。このコロナ禍の中、皆さんで乗り切るような形で全員一致していきたいと思っておりますので、これをもちまして私の質問を終わりたいと思います。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時）

休

憩

議長（土門治明君） それでは、会議を再開いたします。

（午前11時06分）

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、通告に従い質問をいたします。

私は507回定例会から一般質問をしておりますが、通告しました選挙の投票率については、通告書を見る限りどなたも取り上げておりませんでした。現状を理解してもらおうということも必要と考えまして質問をいたします。

山形県知事選挙は、1月7日告示、24日投開票で行われましたが、投票率は全県では62.94%で、本町は65.39%で終えたようであります。しかし、本町の投票率は県内22町村のうち18番目に位置しており、投票率の向上が今後の課題であるのではないかと考えます。平成15年から行われています期日前投票では、今回の知事選は全県では23.69%であるのに対し、本町は投票者の約半数以上の約55%の町民が投票されたようであります。令和元年6月の町議会議員選挙と比較しますと約11%の増であり、これまでの二十数回の選挙では最高の値となっております。コロナ禍で、3密を避け投票したいとの意思があったことも要因の

一つであるとは考えるところであります。各選挙での最終の投票率は、平成21年の衆議院議員選挙が73%であった一方、60%台の投票率になっております。反面、不在者投票を含めた期日前投票の割合は、各選挙ごとに増えている現状にあるようです。公職選挙法の改正に伴い、平成28年から選挙権の下限が18歳に引き下げられ、このたびの知事選で6回目となったはずでございます。私なりに投票率の推移を見てみますと、教育面での指導もあってか、18歳では高めで推移しておりますが、19歳、20歳では低くなり、以降10歳ごとの区分では徐々に上がる傾向にあると伺いました。このたびの山形県知事選挙について、年代層ごとの投票行動をどう把握されているか伺います。

一方、投票閉鎖時刻を午後7時に繰り上げるとした平成30年時点での判断の際、期日前投票が増えつつあることも要因であると議会全員協議会で説明があったところでございます。今回の知事選費用の約23%は町の一般財源から支出される予算となっておりますが、公職選挙法第40条に定める午後8時投票閉鎖との選挙費用との差額がどの程度となるか伺います。

次に、本町の公共施設は、遊佐町公共施設等総合管理計画で、その管理について詳細に示されていますが、その中の13施設ほどが協定に基づく指定管理施設であり、毎年町から一定額が支出されております。指定管理者制度の導入は、遊佐町集中改革プラン、これは平成18年度に策定されているようですが、これに起因していると理解をしております。振興計画書などによれば、今後遊佐パーキングエリアタウン建設事業や埋蔵文化財保存活用事業などで新たな施設の設置も予測されるほか、今後廃校予定の4小学校も対象施設になることも想定はされます。指定管理施設の将来の在り方について、どう展望されておりますか伺います。

また、同プランには特定非営利活動法人、俗に言うNPOですが、との連携による施策の展開をすると明記されております。これまで本町は、NPO、遊佐島海観光協会等に補助金を交付し、連携はしていますが、まちづくり協議会のNPOへの移行などの検討はこれまでなされていなかったか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、7番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

各選挙で投票行動の現状についてということで、1月7日告示の山形県知事選挙等ありましたので、しばらくぶりに遊佐町は65.39という、投票率が非常によかったということだったのですけれども、県内では何と22町村で18番目だというお話を伺いました。どうやってこれらの投票率の向上等に資するかというのは、また後にも松永議員からも質問ありますので、まずは菅原議員のお尋ねについて答えていきたいと思っております。

年代層ごとの投票行動の把握についてであります。現在投票受付事務において導入しています選挙事務支援システムで投票の有無、投票時間を管理しており、この記録を集計することにより年代ごとや集落ごと、時間ごとの投票の状況を把握することができるようになっております。その結果によりますと、18歳では50%を超えていますが、19歳、20歳代では40%であり、特に20歳から23歳までが30%台となっております。そして、30歳代は50%、40歳代は60%台と、年齢が上がるごとに投票率が上がっていき、60代、70歳代では80%ほどとなっております。80歳代になると下がってくるというのが投票の行動把握でございます。

次に、閉鎖時刻を午後7時にしたことによる費用の差額ですが、公職選挙法で閉鎖時間は午後8時とな

っていますが、第40条第1項のただし書により、市町村の選挙管理委員会が閉じる時間を4時間以内の範囲において繰り上げることができるとなっております。平成30年に区長会や議会に説明し意見をいただき、選挙管理委員会で議決し、平成31年4月施行の県議会議員選挙より実施したところであります。1時間繰り上げた差額ですが、単純に1時間の単価に事務従事者数を掛けた金額でおよそ10万5,000円、さらに投票立会人報酬や開票終了時間による割増し額等を加えるとおよそ15万円ほどになるのではないかと考えております。1時間繰り上げたことにより、事務従事者や立会人の負担の軽減、開票結果の早い時間での発表など、金額以上に評価しているところであります。

第2問目の質問でありました指定管理対象施設の将来展望ということでございました。指定管理者制度につきましては、平成15年9月に施行された改正地方自治法により創設された制度で、多様化する住民ニーズに対し効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用しながら、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としております。本町では平成16年度より導入し、現在に至っております。指定管理している施設については、いずれも施設整備から相当の年数が経過しており、経年劣化による修繕等の維持補修費が増加していることはご承知のとおりであります。現時点では施設の廃止や利用縮小などは考えていないところであります。また、指定管理者の選定につきましては、条例等の規定に基づき、適正に対応してまいります。近い将来において、パーキングエリアタウン事業による道の駅鳥海ふらっとの移転の課題がありますので、関係者と十分な協議を行いながら、運営体制を含めて検討を進めていきたいと考えております。そのほか、観光関係施設については、観光や研修の宿泊施設の拠点、町民の保養施設として今後も活用を図っていきたく考えますが、新型コロナウイルス感染症の影響や整備予定のパーキングエリアタウンも含め、町の観光を取り巻く情勢が大きく変わることも想定されますので、それらの推移を見定め、将来的には施設の維持、廃止の議論も含め、そのやり方を検討していく必要があると考えております。

次に、まちづくり協議会のNPO法人化についての質問でありました。各地区まちづくり協議会は、遊佐町まちづくり基本条例に基づく地域自治組織として、自主的な町民自治の強化に努めていただいております。町は各地区の自主性を尊重し、協働により町づくりを推進しているところであります。今のところ、まちづくり協議会からNPO法人への移行について相談を受けておりませんし、地区において具体的な検討に着手するとの情報もいただいております。町としては、NPO法人化を積極的に進める考えは持っておりませんので、まずは各地区まちづくり協議会で検討されるべき事項と考えております。今後ともまちづくり基本条例の趣旨、規定にのっとり、まちづくり協議会と協働して町づくりを推進してまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 質問通告しましたところ、同じ項目で3名の議員とダブる、重複する内容がありましたので、悪い言葉で言えば玄関先でご挨拶して帰るような質問になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

一応町長選挙、県知事選挙、前回無投票でありまして、ちょっと自分なりに平成29年10月の衆議院議員選挙から令和3年、今回の知事選挙までの間のいろいろとデータを、5回の選挙でしたが、投票率について何か法則性なものがないかいろいろ資料等見せていただいて検証してみたところでございます。それで、



正直言えば何も法則的なものはなかったのですが、最終投票率のものを見ますと、議会選挙は別にして、農業をやっている期間という、夏場については若干投票率も下がるのですが、秋から翌年の3月にかけてですと結構、60%後半を維持しているような投票率になるのかなと。これは勝手な私の推測ですが、そんな状況でございます。あと、年代層ごとの投票率も過去5年間見てみたのですが、やはり今回の知事選が全ての値についてかなりいい数字といたしますか、そんな状況でございました。それで、先ほど答弁にもあったとおり、私も言ったとおり、18歳はいいのですが、19、20歳がどんと下がって、10歳単位で見ますと徐々に上がって行って、大体79歳くらいで最も高くなる、あと当然高齢化になって下がっていくような状況もあるようです。

そんな中で、総務課のほうで選挙事務のほうを担当されているわけですが、実は1月の19日の日、うちで食事していましたら、見慣れた総務課長の顔がテレビに映っておりました。それは選挙事務の報道があったわけで、その中で高齢者が若干低くなっているという、インタビューに答えておりました。私なりに言えば、大学とか行けば住所を移さないで行く方もいらっしゃると思うのですが、その辺、実質若い方の投票率低いという発言もありましたので、総務課長の所見を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

全体的に思うところにつきましては、議員が分析なされた視点と大体同じでございます、よく分析されているなと感じたところであります。私の感じているところを簡単に申し上げますと、まず一つは年代別の投票率に関する部分について言うとやはり10代、20代の投票率が悪いと、もっと厳しい目で見れば30代も含めて投票率がそんなによくはないというふうに感じているところであります。1月15日のニュースの取材でもお話をいたしましたけれども、まずは10代のときに投票所に足が向かうようにしむけて、そして継続して投票していただくようしむけていくということが重要ではないかということを感じております。

あと、そして期日前投票に関する部分でありますけれども、期日前投票につきましては今回の県知事選でいえば投票者数に対する期日前投票者の割合が55.32%ということで、投票者数の半分以上を超えておる状況であるということで、これは回を重ねることによって増加しているという状況でございます。これは、自分の都合に合わせて投票に行けることが支持をされているということが大きな原因だと思っておりますけれども、今後につきましてもさらに期日前の投票に行きやすい環境づくりをつくる必要があるのではないかなというところが感じているところでございます。

以上が投票率に関して感じているところではありますけれども、投票率に関しましては若者の投票率をアップさせることが最優先ではありますけれども、若者だけではなくて全ての年代層で投票率がアップできるような努力をこれからもしていきたいなというふうに感じているところでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。

それで、先ほど申し上げたとおり、年代層ごとに上がっていく状況の中で、今30代の話、若干総務課長触れられたようですが、私見る限り30代後半頃からだんだん増えていくようです。それで、自分なりの経験からしますと、当然30代であれば家庭を持って子育て等が始まる年齢でありますし、教育とか、そういう面について若干興味を持たなければならぬ年齢であろうかと思っております。また、一方で集落の行事や地

域の自治活動と申しますか、そちらに参画する年齢にもあります。そのほかに、実は私たちは12名、町会議員になりますが、私は年いってから立候補したわけなのですが、ちょっと自分なりに見ますとやはり身近にそういう方がいらっしゃるに関心も持つ年代が30代から40代になるのかなと、そんなように分析をしたところでございます。前回の元年の6月のデータからこの12名の方の年齢を若干逆算してみますと、8名くらいの方は30代から40代で立候補というか、選挙に出られたというデータもあるようですので、そういうことがあればやっぱり関心も町民の方、若い人というか、そういうことも出てくるのかなと、そんなことを勝手に推測をしたところでございます。

それで、もう一点なのですが、総務課長でよろしいか分かりませんが、今回の県知事選挙において投票された方で最高年齢の方が何歳かと、先ほど言ったとおり80過ぎますと若干下がるようですので、80歳以上の投票率というか、割合というのですか、ちょっとそこを質問させていただきます。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の県知事選挙におきまして、投票された方の最高年齢ということでありましてけれども、最高年齢は99歳の方で、男性の方でございます。

あともう一点、80歳以上が占める割合ということでございますけれども、投票者総数、今回の知事選においては7,682人でありましたけれども、そのうち80歳以上の投票者数につきましては836人ということで、率にしますと10.88%という結果のようございました。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 通告はしておりませんが、今初めて聞いて、99歳というのは、すごい方もいらっしゃるというのは悪いのですが、びっくりしたところでございます。

それで、実は勝手な、先ほどから法則的なものがないかということでおりましたが、年を増すごとに投票率が上がるようでしたので、高齢化率と投票率の高さについて若干調べてみたところでございます。それで、投票率の高いところから見ようということで、選挙管理委員会の担当から資料を見せていただきました。1番目から見ていきましたら、何と第2位が私の住む樽川という集落でございまして、まさかこんなに高いとは、このために質問しているわけではないので誤解はしないでいただきたいのですが、84.78%でございました。ええっと思ってびっくりしたのですが、基本的に自分なりに高齢化率が高い集落だということも理解を前からしておりました。そこを見ますと、これもめでたく第2位が町内で高齢化率2位が私の集落でございました。それで、そういうこと法則性ないかということで両方比べてみましましたら、結論から申し上げますと何ら法則性はなかったと。単なる偶然でございました。ただ、自分のほうの集落を見ますと、50名住民がいらっしゃいますが、投票した方が約39名で、11名の方は行っていないという計算になりました。ただ、1軒1軒の家庭の状況はわかりますので、やはり健康上どうしても立てないとか、そういう方も半数以上いらっしゃいますので、そんな状況であって。今、年齢聞いたのは、よく99歳の方がいらっしゃるなど今びっくりしたところでございます。

それで、次の項目に移りますが、壇上でも触れましたが、期日前投票、非常に増えている傾向があるようです。これは、今後の全国的な選挙制度等にも少なからず影響はしてくると思えますし、選挙運動できるのは告示から投票日の前日までしか実質はないわけです。先日の知事選で隣の行政体の議員としゃべっ

ておりましたら、ほぼ告示の段階で中身は決まっているものだなと、そういう雑談をしながらいろいろしたこともあります。それで、先ほど壇上でも触れましたが、投票時刻、午後8時から7時に繰り上げをした経過がありまして、これは平成30年の6月20日の全協で説明を受けたわけでございます。それで、具体的なものは申し上げませんが、今回の知事選で今の4名の選挙管理委員、初めての事務だったと思っております。それで、期日前投票で約2週間近くですか、毎日朝から遅くまで投票管理者として立会いをされたと、そのように思っております。一つ平成30年に説明を受けた段階では、午後7時以降の投票が平成29年の衆院選では全体の約2%ぐらいしかないという説明を受けたところでございます。そんなこともあって、今回立ち会われた選挙管理委員長にお尋ねしますが、今回もどの程度の割合であったかと、もう一つは最終的に無事終えたわけですので、委員長としての所見等がありましたらひとつお伺いしたいと思いますので。

議長（土門治明君） 石垣選挙管理委員会委員長。

選管委員長（石垣ヒロ子君） お答えいたします。

1つ目の質問における午後7時以降の投票の割合についてですが、今回の県知事選挙の期日前投票での午後7時から8時までの投票者数は77人でした。これに対し期日前投票者数は4,185人ですので、午後7時から8時までの期日前投票者数の割合は期日前投票全体の1.84%となります。

2つ目のご質問でございます。投票日の投票時間を1時間繰り上げたことについてです。これについては、平成31年4月7日に執行されました山形県議会議員選挙により1時間の繰り上げを開始しまして、今回の県知事選挙で4度目となるところであります。平成31年4月より投票時間を1時間繰り上げて執行いたしました山形県議会議員選挙、町議会議員選挙及び参議院議員通常選挙においても、期日前投票における今後7時から8時までの投票者数の割合は期日前投票全体の6%未満となっております。このことから、1時間繰り上げたことが投票率に影響を及ぼしているとは考えておりませんし、投票日の午後7時から8時までにはしか投票できないような方については、期日前投票で十分カバーできていると考えております。

また、投開票事務従事者、投票管理者及び投開票立会人の負担の軽減や開票結果をより早く発表できるなど、1時間繰り上げることで成果は大きいと考え、1時間繰り上げてきたことの判断は正しかったと認識しております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 一応答弁ありがとうございました。基本的には、1時間繰り上げることによって、なぜいけないかという訴訟のリスクも高まるという想定はあったと思うのですが、基本的に30年説明を受けたときも大体2%ぐらいしかいないということであれば、今の説明ですと1.84%ですか、ほぼ変わってはいないのかなと、そのように思います。

それで、勝手なことを申し上げましたが、自分なりに投票行動に法則性があれば、その辺を中心に今後啓蒙活動ということも考えたのですが、自分が仮定した仮説は全てが法則性がないということが分かったところでございます。それで、先日、先ほど総務課長の報道の話をしましたが、そこに子供さんが、何か見慣れた方も多数いらっしゃいましたが、子供とかお孫さんを連れて来ているその内容でございました。それで、実質私もそのとき、担当の主査のお話では子供連れで来れるということもアピールする狙いもあ

るというようなことをインタビューに答えていましたし、もう一つ、女性のちょっとお孫さんと来ている方については、お孫さんがいずれ大きくなったときの意識づけと伺いますか、そういうこともあるのかなということもおっしゃってありました。今選挙管理委員長から一応答弁いただきましたが、選挙管理委員会は当然名簿の管理、それからリコール受付、あと投票の区とか、開票事務まで全てやっているわけですが、もう一つはやっぱり意識を高める啓発活動というのですか、それも一つの大きな役割であろうかと思っておりますので、今年は間もなく町長選挙、それから秋までには衆議院議員選挙もあると理解しておりますので、何とか今後も頑張って啓発活動をやりたいと思います。私なりには、この発言が議会だよりに掲載しますので、今のやつもアピールするように、委員会の皆さんと相談してアピールしたいと考えております。

あともう一つは、実は昨日の予算委員会で10番議員とほぼ、私が言うことをほぼ昨日言われましたので大変、今日修正提出もしていますが、昨日実は電子レンジの話が出てまいりました。実は私がこの玄関に来たときに、4人の方がいろいろ事前の調査をやっているときに「電子レンジないでしょうか、菅原さん」と聞かれたのですが、いろいろ聞きましたら、ないということでした。ぜひ総務課長、今後災害のための備蓄の一つの品であればいいと思いますので、その辺検討していただければなということをおっしゃって、蛇足的に申し上げて、この項は終わります。

次に、町づくりに関する件につきまして申し上げます。ちょっと順序は逆になりますが、まちづくり協議会のNPOへの移行について最初質問させていただきます。この質問をするに当たっていろいろ調べていましたら、今のまちづくり協議会、公民館からまちづくり協議会に移行して、もし間違いなければちょうど10年の節目が令和2年度だったのかなと、自分としてはもう少し長い時期あったのかなと思っております。それで、町づくりの基本条例、それからセンターの設置及び管理に関する条例等があつて現在に至っております。そんな中で、よく地域活動交付金のことが、いろいろなことが出てまいりました。そんな中で、前の予算関係の委員会でもお聞きしたのですが、大体年間4,900万円を6つの地区で約800万円くらいずつ分けて交付をされている状況です。ただ、単体のまち協を見ますと、事業費と人件費分、分けて交付されているようですので、実質は遊佐町の地域活動交付金交付規則の第3条によれば、各地区の住民によって実施される事業に交付をすると、そうなっているようでございます。それで、実際は私の住む高瀬地区でも交付金のほかにまちづくり協議会から事務協力費として一定額を徴収しているのが実態のようです。ただ、今年は何かコロナの関係で交付金を不要であれば戻しなさいという、戻してくださいという指示もあるようで、逆に言えば住民の方から集めたお金を来年度で調整するとか、いろいろ各まち協でも対応があるようでございます。

それで、ちょっとここで企画課長に質問させていただきますが、今回いろいろ調べる段階で各まち協の情報等を見ておりました。それで、フェイスブックとか、そういうものいっぱいあるのですが、非常に感銘を受けましたのが、西遊佐まちづくりの会のホームページ、非常に分かりやすく、失礼な言い方ですが、遊佐の役場のホームページより見やすいというか、非常に分かりやすく、そんなことでびっくりしたところがございます。そんな状況でいきますと、ホームページとかこの管理について今の地域交付金ですか、それで含まれているのか、1つと、それで実はそれを見ていたときに、今日の質問の一つのきっかけとなったのが1つありまして、遊佐町公民館の沿革史の中に平成16年4月に西遊佐まちづくりの会の法人

設立をしたと記載があったものですから、なかなか西遊佐地区は先駆的に、もう今から何年も前にやったのかなという部分があって今回質問する状況なので、企画課長のほうに質問させていただきます。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

私も、西遊佐のホームページに確かにまちづくりの会法人設立と記載がありまして、確認をいたしました。当時町づくりの会として、いわゆるまちづくり協議会として事務局職員を配置して運営をするといったときに、酒田税務署長宛てに法人設立届出書という表題の書類を提出したというふうなことのようであります。これにつきましては、町づくりの職員もいるということで、源泉徴収をする事業所ということでの届出のようでありました。ですから、いわゆる法人ということではなくて、そういった源泉徴収をする事業所の一つということでの届出というふうなことのようであります。表題は法人設立届出書というふうになってございますけれども、その後も西遊佐まちづくりの会で法人税等の、言ってみれば納入ですとか、そういったことはしてございませんので、あくまでも源泉徴収をする事業所の一つとしての届出だったというふうなことで認識をしているところでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 実態は分かりました。もう少し期待をした質問だったのですが、税務関係のためにそういう設立をしたという記録のようでございます。分かりました。

それで、話を続けますが、実は去年の2月6日に遊佐地区の4名の議員と遊佐地区まちづくり協議会、あるいは区長会と懇談会あるということで聞いておりました。それで、その件についてですが、実はその後5番議員とちょっと山形で同じ会議に出席していた折に、その議事録について若干お話をいただきましたので、一度見てみたらという話もあったものですから、その後一度議会事務局のほうに行ってみせていただきました。その中の非常にインパクトのある言葉が1つありまして、今でも残っておりますが、この区長会と協議会の会議、そのまま読みますと、他のまち協とはレベルが違うのだというような内容の表現がありました。非常にこのフレーズ見たときに衝撃を受けたといいますか、正直言えばやっぱりこの地域の特色を生かすような活動もあってもいいのかなと思ったフレーズでございました。ですから、今の西遊佐のこともお聞きしましたが、やはり過去にいろいろそういう活動があったのかなということも思いつつ今質問をさせていただいたところでございます。

それで、NPOの法人化については、答弁では積極的には考えていないという答弁でございました。ただ、自分なりにこのまちづくり協議会のNPOについては非常に興味、以前から持っております、ちょっと個人的に例を出して非常に申し訳ないのですが、川西町のきらりよしじまネットワークという、高橋さんが事務局長で、リーダーシップの強い方でしたが、そこに2回ほどちょっと研修に行った経過があります。それで、正直言えば、NPOの場合定款をつくって、商業登記法の登記を法務局にして、それからあと通常は県のほうに、多分庄内支庁だと思いますが、貸借対照表の届出、実態の報告、そういう事務的なものは非常に負担になるということは考えておりました。ただ、9番議員も今後質問に予定されたようですが、小学校が統合後にやはり自治関係が新たに視点が変わってくる状況が来ると思います。そんな中で、このきらりよしじまネットワークの内容を見ますと、例えば運動のクラブとか、それからいろいろな今町でやっているようなことを、児童クラブの経営とか、あとスポーツクラブとか、そういうものを会費

を取りながらやっている状況もあるようです、経過報告書を見ますと。そうしますと、遊佐町の、今総合交流促進施設株式会社でかなりの施設管理委託しておりますが、1つの法人ですので、指定管理者ともNPOの場合なり得ると思います、今後も。ですから、正直言えば活動交付金を上げてくださいという要望もいいのですが、そういう活動を通して自分たちの金は自分たちで稼ぐというような、そういう視点がこのNPOには私見に行ったときにあったものですから、あえてこの質問をちょっとさせていただきました。基本的には、今現在はNPO法人への取組はないという答弁をいただいたところです。

では、一度ここで町長から答弁をお願いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 地域自治組織については、町の合併協議のときにやっぱり地域でしっかり審議会みたいな形で一定の予算を持って、そんな組織なくしたら遊佐町があつという間に廃れてしまうよねという議論の中から地域自治組織という形が出てきて、その中で合併できずにまちづくり基本条例の中に地域組織が始まったというふうに理解をしています。そのスタートの時点では、例えば運動会とか敬老会とか、まず地域でやればねということでスタートしましたが、公民館を廃止する条例が平成20年の12月たしか否決されてしまいましたが、そのときの議論として、今までの公民館、まちづくり協議会が移転するのはいいのだけれども、ではどうしたら課税客体にならないようにするかというのが非常に注意を払ってきたことであります。今も事業費と人件費は別々にやっています。これがやっぱり法人化すれば、事業税は黒字出さなければそれは納めなくてもいいという形ではありますが、消費税に関しては預かり消費税から支払い消費税を引いた分は、それは国に納めなければならないという、これは国の決まりですから、そのときにやっぱり事業税よりも多分消費税の課税客体になったら大変だなという思いをして、今まで公民館時代にやってきた中でやり得ることという形で、NPO法人、いわゆる法人格についてはあまり踏み込んでこなかったという経緯が一番大きかったのだと思っています。それは、そのまち協で私たちがNPO法人取りますと進めていくのなら、それはそれでも町としては何ら問題はないと思います。ただ、その自治組織果たして税務署の課税客体として耐え得るかどうか、そして地域からの協力金を、今でも地区ごとにかなり、高瀬が一番高いのですか、蕨岡が1,600円、稲川が1,590円、800円のところもありますし、1,000円のところもあります。いろんな形でそれぞれ違うわけですから、その辺の、今移住、定住を進めるに当たってもその税外負担が地区ごとに大きく違うという形はなかなか、エリアによっては住みやすいではなくて進みにくいほうにならざるを得ないということもあるので、それらとそれぞれの地域自治組織で、まち協で、いや、俺たちはもう税金払ってもいいから俺たちのいいようにやりたいというのであれば、それはそれで地域の住民の皆さんで自発的にやるものであれば、それは町としては多分ノーとは今の状態では言えないわけですから、それら等を考慮して進めていければと思っています。

以上であります。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） 最後に税金のところに行こうと思いましたが先越されました。正直言えば、私もNPOは当然課税対象施設となると思います。ただ、ちょっと先に進んでいきますと、蕨岡小学校と高瀬小学校は閉校になりますと、そこに入るという前提で建て替えをしております。ただ、あそこにまちづくり協議会の施設がぼんと入ったとしても、今のレベルよりかなりスペースがいっぱい、余るとい

方は悪いのですが、そんな状況になると思います。ただ、各まちづくりセンターは、指定管理者ではなくて町が管理してそれをやっているわけですが、ただあのスペースをそのままぼんとやられて、体育館は当然そういう施設に使うという明記が12月1日の文書には載っているようですが、この体育館とか庁舎のスペースをある程度分割をして民間に貸すとか、実は長井小学校の例、企画課長のほうに申し上げましたが、そういう動きをしている県内の市もありましたので、ただ私もNPOの話がある方にしたら、ゼロではないというようなことも私に言われましたので、なるならないは別にして、やっぱり一つの地域の課題として検討すべきかなど。実質、実は高瀬で去年の11月に町民と議会の懇談会ありましたが、その際もある方からこれに関する、高瀬会場ですが、そういう発言もあったというのが今日の対応の一つでございます。

あらかじめ答弁されたものですから、ちょっと今順序が、頭の中には入っていますが、実は若干PATの関係を述べさせていただきますが、一応指定管理については今13の施設があって、約9,000万円くらいの年間の指定管理料を支払っておるようです。ただ、私は道の駅鳥海ふらっと、あそこも当然お金を払っているのかなと思って質問したところ、払っていないと。当然関連します遊楽里、それからあぼん、そちらのほうにはかかっているわけですが、そんな状況がある中で、遊佐パーキングエリアタウン、約3町歩ほど計画をしていると聞いております。ただ、その中で、全てが町で造るということはありませんし、当然各省庁の補助事業、今盛んに検討はしていると思いますが、そんな中で前言っていた水素ステーションとかガソリンスタンド、これについては町がやれるような、当然許認可も出ますので、それらについては最初から町で取得したものを指定管理だけではなくて、ちょっと外れますが、借地借家法の事業借地設定といいますか、50年なら50年貸して、そこで何かやってもらうということにやれば、幾らかでも金は入ってくるわけですので、そんなことも検討すべきではないかなど。当然私もその経験があるのですが、公正証書とかいろいろ面倒くさい手続はあるのですが、そうすれば一定の、指定管理料を払っているだけではなくて、そこから金も入ってくるという状況もあると思います。それで、一応このことに申し上げれば、これ今言った借地権設定は今までやってこなかったわけではないと思います。例えばそこあそこの住宅、これもやっております。ただ、借家法の条項が若干変わるようですが、そんなことからいくとやはりちょっと、あっちへ行ったりこっちへ行ったり申し訳ないのですが、さっき言った小学校の利活用、これについては検討委員会を設置して今後進めるという企画課の方針もあるようですので、その辺の中でもんでいただければなど、そのように考えます。今の各地区の最も重大な関心事は、高瀬の会議も先日あったのですが、総合福祉センターをどこに配置するかというのが最も各地区の焦点的のようでございますので、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

それで、ちょっと最後になりますが、今申し上げました遊佐パーキングエリアタウンについて事業借地権の設定等を今提案したところでございます。それから、廃校となる小学校の財産について新たな指定管理方式も検討する必要があるのかなという思いがありますので、企画課長のほうにもし所見があれば伺いたしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

パーキングエリアタウン事業につきましては、本当に町民の皆さんの関心が高いところというふうなことで認識をしているところであります。来年度に管理運営計画の策定委員会を立ち上げたいというふうな

ことで考えておりました、今現在準備を進めておりますけれども、その前段として先日2月5日に基本計画策定の際にご協力をいただいた皆さんを構成としまして、ワーキンググループの懇談会を開催し、またご意見を伺ったというふうなことでございます。基本計画策定から大分年数もたったというふうなことで、改めてご意見などをいただいたというふうなことであります。また、その中で特にパーキングエリアタウン事業の目玉としてガソリンスタンドというふうなところも大きな課題として考えているわけですが、少し全国的なところで事例調査等をしてみますと、今おっしゃられたような、借地権を使ってのガソリンスタンドを整備していただくという事業者を募集する、そういった前例は実は他県でありまして、そういったことも参考にしながら検討していく必要があるのかなというふうに思ったところであります。

あとは校舎の後利用の関係ですけれども、まちづくり協議会からもそれぞれやはりご意見をいただく必要があるのではないかというふうに考えているところであります。こういったことについては、連合会の役員会等でも協議をさせていただきながら正式にお願いをする、こういったことも必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ありがとうございます。先ほど言ったとおり、まちづくり協議会、多分10年経過くらいであったと思いますので、今後人口が減っていく中で集落自体の維持も大変難しい状況もあると思います。そんな中で、まち協が地域自治組織ということで位置づけられておりますが、小学校なくなることによってやっぱりいろいろな見方の町民の方も出てくると思います。昔はこうだったとかというような、昔のことを肯定するようなことは控えるといいますか、将来に向かって今後進むべき内容を検討して、改善すべきところは改善していくと、そんなことを願って私の質問を終わります。時間残っていますが、12時過ぎまして大変申し訳ございませんでした。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午後零時02分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。町民税の動向、新型コロナウイルス感染症対策第2次緊急経済支援事業への応募状況などに町民の困難の一端が見える気がするものであります。かような状況下では、重い要介護状態でも自宅で過ごしたいと願う高齢者は少なくないものと思います。ただ、多くの医療、介護サービスを使うために費用もかさむこととなります。そんなとき、障がい者福祉の制度、特別障害者手当が力になってくれるかもしれません。新型コロナの災いによる町民の苦難軽減の一助に資するべく、特別障害者手当について質問いたします。



国の制度ですが、判断するのは自治体ということであります。まず、制度の概要についてお尋ねします。特別障害者手当は、重い障がいがある人の暮らしに対して、これは厚生労働省がそのように言っているのですが、負担の軽減の一応として設けられていながらあまり知られていない制度だと言われます。今年の東京新聞の報道でも、最も受給漏れが多い制度だというふうに報道されております。そこで、本町における介護認定者への特別障害者手当の受給状況についてお尋ねいたします。

また、住民税非課税だと介護保険料も安くなるということがありますので、特別障がい者における所得税、住民税の負担軽減措置についてお尋ねします。

高齢者の方では、ご自身が障がい者だと思っていない方が少なくないと思われまます。これは、家族も含めてであります。私自身の経験でも、年を取って介護を要するような状態になって、大分重くなってからだったのですが、あるとき医者から障がい者という言葉が出てびっくりしたことがあります。今では、高齢になればそれは障がいを伴ってくるものというのは常識だと思われまますが、大分前の時代では老化と障がいというのがあまり結びついていなかったという記憶があります。申請しやすくするために周知することが必要だと思うのですが、その周知はどうかということをお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお尋ねいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、4番、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

特別障害者手当についての質問でありました。まず初めに、本制度の概要について申し上げますと、特別障害者手当は重度の障がいにより、特に必要とされる負担の軽減を図ることを目的として、程度が著しく重度の障がいの状態にあるため、在宅で日常生活において常時特別の介護を必要とする方に一定の所得要件の下に手当を支給される制度であります。認定基準としましては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令及び障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障がい程度認定基準により、障がい程度の個別基準のほか、日常生活能力の判定が必要な場合の基準が詳細に定められております。なお、障がい程度の認定は、原則として医師による特別障害者手当認定診断書により行われることとなっております。受給資格の認定及び手当の支給は福祉事務所が行うこととなっており、遊佐町の場合はその機関は庄内総合支庁であり、町は請求書類の備付けや請求の受付及び請求認定時及び定時の所得状況等の確認を行うこととされております。したがって、申請内容の審査、支給決定は県が行っているということでございます。認定された場合は、年に4回、5月、8月、11月、2月、それぞれの月の前月分までが支給されます。支給金額は、令和2年度において月額2万7,350円となっており、県が直接受給者に支給しております。

次に、本町における介護認定者への特別障害者手当の支給状況であります。特別障害者手当の受給者は現在21名いらっしゃいます。その中で、介護認定を受けている方は8名であります。8名の内訳は、要介護2の方が3名、要介護3の方が2名、要介護5の方3名となっております。

次に、所得税、住民税の負担軽減措置についての質問でありました。所得税、住民税には障害者控除、特別障害者控除という仕組みがあり、ご本人がお持ちの身体、療育、精神、それぞれの手帳の等級に応じた控除を受けることができます。また、この手帳をお持ちでない方も、例えば介護認定を受けておられる方で一定の要件を満たせば、申請することによりこの控除を受けられることとなります。本町においても、税の申告相談時に町民課の担当者が相談者に対して情報提供し、新たな控除対象者の認定を受けたケース

が多くあったと聞いております。

おしまい、制度の周知状況はというお尋ねでありましたが、本町では障害者手帳などでの交付の際にお渡ししているパンフレットへ本制度の内容を情報として記載しているほか、町のホームページの紹介を行っております。実は受給者同士の情報交換がきっかけでこの制度を知り、新規に特別障害者手当を受給することが決まった方もいらっしゃいます。こうした過去の事例を参考に、あらゆる機会を通して町民の皆様へ情報提供していくことができるよう検討してまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） どうもありがとうございました。

今の説明の中で、受給者ですが、8名というお話でした。要介護度が2の人が2名、あと3、3と、これは介護度何と。

（「要介護3」の声あり）

4番（佐藤光保君） 3。3が3名。

（「2名です。2が3名」の声あり）

4番（佐藤光保君） 2が3名。合わせて8名ということでしたが、例えばこれは介護度の高い人が対象というか、その受給資格を持つ場合が多いわけですが、現在町の例えば介護度が高い方ということで、4と5だと何名くらいになっていますか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 要介護者の人数ということではありますが、介護度の高い方でいきますと、要介護4の方については124名、それから要介護5の方については127名ということで、これは今年に入ってから数字ということで押さえてございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 例えば、その整理の仕方はいろいろあると思うのですが、今のあれだと4、5の方で251名いらっしゃるわけですが、そのうち今町長の説明のあったその2名というのは、介護度が2という方ですから、重いという方には入らないわけですがけれども、それにしても4、5だけでも251名いるのにそのうち8名しか受給していないということは相当低い受給率になると思うのですが、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

要介護の介護度と、それから今回の特別障害者手当というものについては、介護度が高ければ必ず該当しますという制度ではないということをご理解いただきたいと思います。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、受給の決定を行うのが福祉事務所ということで、遊佐町の場合は庄内総合支庁がその機関となっているということでございます。福祉事務所のほうで様々な提出書類を基に判定をして支給の決定を行うということでございますので、その支給の認定を受けなければ支給はされないということでございます。もちろんただいま申し上げました要介護5、要介護4の方については、これ在宅の方だけにとどまらず、施設に入所されている方も含んでいるということでご理解いただきたいと思いますし、要件の一つ

に在宅の方ということもございますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私は、国の制度ではあるけれども、町の判断で行っている事務かというふうにし少し思っておりました。そここのところはちょっと勘違いしておったようですが、それにしてもその今言った251からすると率が非常に低いと思います。例えば受給状況については全国の状況というのが、ホームヘルパーの全国連絡会というところで調べたものがあるのですが、去年の4月末現在ですけれども、受給者は12万4,787人いらっしゃいます。それで、要介護4が81万3,904、要介護5が60万915、141万4,819人いた中で、受給率を見ると8.8%あるのです。こういったことからするとやっぱりとても、周知されていないのではないかという感じがします。私は、実はこの手当について最近我々の共産党の地区委員会の中で話題になりまして、ほかの酒田地区とかも調べてみたのですが、大変低いのです、その受給率が。遊佐もほとんど同じような状況だというふうなことも分かりました。だから、この低いということについて、やっぱり周知の方法、先ほど町長の答弁でもホームページ等にも出ているということなんかもありましたが、例えばその周知の一つの方法として、そういう該当者、受給対象の可能性のある方と接するその機会が多いだろうと思われる介護支援専門員の方がいらっしゃると思うのですけれども、そういった方の研修とかでこの項目を、特別障害者手当の制度のその周知を図るような方法は取っていますか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

まず、遊佐町の場合、先ほどの要介護認定者に対する特別障害者手当の割合が非常に低いのではないかというお話でございました。全国的なものについては、先ほど議員がご紹介の数字だったということで捉えておりますが、あくまでも特別障害者手当の認定につきましては法令に定められているような基準がございまして、その基準に基づきまして特別障害者手当認定診断書というものがお医者さんによって作成されるわけでございますけれども、その中身によって障がい程度認定基準というものに照らして行われるというふうに理解しております。したがって、申請をした上で該当しない場合は受けられないということもあり得るわけでございます。また、申請についても、議員がおっしゃるように全部該当する方が申請をしているかというところとそうでない部分もあるということは可能性としてはあると思います。そのようなことで申請の手続きが進んでいくわけでございますけれども、なかなか県の、私どものほうでは書類を一定程度出させていただいて県のほうに進達をするという事務でございまして、その支給の決定自体は県が行うということでございますので、その県が行う支給に関して町のほうでどうのということではないということとはご理解いただきたいと思います。

すみません。先ほど最後のほうでおっしゃった質問の内容についてもう一度お願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） やっぱり受給率が低いですから、これには周知を図る必要があるだろうと思うわけです。その周知の一つの方法として、介護支援専門員の方々の研修などの機会があると思いますから、そういったときにその研修の項目として入っているのかということをお聞きしたいと。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） どうもありがとうございます。

介護支援専門員の研修ということでございました。過去においてはちょっと存じ上げませんけれども、最近、ここ2年間の中ではこういった特別障害者手当のことについて研修に取り上げたということはございません。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 全国の状況から見て、あまりにもその受給率が低いので、やはりそういったことは必要かというふうに思います。ただ、でもこれは研修は、研修のその主体というか、それは町になりますか、それともこれもやっぱり総合支庁になるのですか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

町で研修を実施する場合もございますし、またこういった職種の方々の自主的なサークル的なもので行う研修もあるということでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ぜひ町で行うものには取り入れていただきたいし、それから総合支庁にも一言、こういった研修の項目としてこういうの必要なのではないかというようなことを伝えていただければというふうに思います。酒田の場合は市で福祉事務所がありますから、それはそういうことなのでしょうけれども、でもちょっと受給率が低いという点では酒田飽海管内共通のあれがあるような気がしますので、ぜひお願いします。

あと、私も先ほど壇上でのあれでも述べたのですが、やはり特別障害者手当というときに、障がい者という言葉があるものですから、介護というか、介護状態にいる方がその言葉を聞いても、本人はもちろんですけれども、家族の方もなかなか手当と結びつかないと、障害者手当というのに結びつかないということがあるのかと思います。ですから、本当にそういった点では知られていないと思いますので、本当受給漏れが多いという感じがありますので、ぜひこれは改善を図っていきたいというふうに思います。結構、年間にすると33万円近くの手当になります。ですから、これは今こういうふうにして経済的にこれからも厳しい状況が続くことを考えますと、受給となる方にとっては貴重な手当だと思いますから、ぜひよろしくお話ししたいということでございます。

それでは次に、税制の優遇措置、これの関係についてお伺いしたいんですが、これなんかは認定から優遇措置を受けるまでの事務の流れというか、段階はどのような手続になっていくのでしょうか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

こちらにつきましては、私どもの直接の所管ではないのですが、税の申告相談というものをしておりますので、その担当者が家族の状況等を聞き取りするわけでございますけれども、可能性があれば申請につなげて控除認定になったというケースが多くあったというふうに聞いております。具体的には、ご本人またはそのご家族の方が主だと思いますけれども、申告相談のときにそういった情報を聞いて、私どもの所管であります介護保険系のほうが担当をしておりますが、控除対象者の申請をしていただくと。控除対象になるという申請をしていただいて、介護保険係において中身を審査させていただきまして、該当する方については役場のほうから控除対象者の認定書ということで送付させていただくことになりま

す。その認定書を基に税の申告の段階で添付をしていただいて控除を受けるという流れになってございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 税の申告というのは毎年あるわけですが、認定書というのはその都度申請して発行してもらうという形になるのでしょうか。その辺の。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えいたします。

認定書は、一度発行するとそのまま、毎年ではなくてずっと使うという認識でおります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） その認定の事務というか、それは総合支庁、福祉事務所のほうで行うのだということなので、こういったことを尋ねるのは恐縮な気もするのですが、この手当の制度の基準として在宅という基準がありますよね。これは、もうまるっきり在宅だけしか適用にならないというふうになっていますか。もっと幅広くありませんか。そこをお尋ねしたいのですが、分かりませんか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

在宅の意味については、ご自分の自宅のほうに住所を置いているかということだと思います。したがって、住所がある方でもご自宅にいない場合も考えられます。例えば若干長期に入院するだとか、あるいは一時的な利用ということでグループホームを利用するだとか、そういったことも考えられますし、最近では在宅型の有料老人ホームといったものもあるというふうに伺っておりますので、そういったものについては在宅ということになるかと思えます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 障がいと介護というか、このはざまにあるようなところがございまして、年を取って寝たきりなり、そういう状態になるということが障がいのなのだということがなかなかずんと理解されない、結びつかないという場合があるのかと思うのです。私の個人的な体験でも。それで、やっぱり周知のあれがまだまだ遅れていると思いますので、全国でも8.何%あるわけですから、これから比べるとまだまだ低いレベルですから、もっと増えていく可能性はあると思うのです。それで、周知の遅れというのがこれは大きな問題になっておりまして、日本弁護士連合会がこのことで要望勧告をいたしております、実は。制度の周知徹底をということで、日本弁護士連合会は2007年、特別障害者手当支給に関する人権救済申立て事件で、国や自治体に制度の周知徹底を図るよう要望を勧告しました。さらに、その際の調査報告書で、国や自治体は制度の具体的内容を受給資格者に周知を徹底する義務を負っていると指摘しています。国連など国際機関の文書も引用して、障がいの特性に応じて特別な配慮をすることは生存権を実質的に保障するためにも必要不可欠な要請だとしています。こういうふうにして日弁連は要望をいたしております。国会でも、日本共産党の宮本徹衆院議員が昨年12月、衆院厚生労働委員会で制度の周知徹底を求めております。これに対して田村憲久厚労相は、「障害者手帳がないともらえないと勘違いされている方々も多いようで、周知するように我々としても努力してまいりたい」と答弁しています。このことを申し添えたいと思います。

それで、今読み上げた中にあったのですが、障害者手帳と特別障害者手当とは、これはどのような関係にありますか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

障害者手帳と、それから特別障害者手当につきましては、まず第一に法律が違いますので、別のものということでご理解いただきたいと思います。したがって、障害者手帳をお持ちの方は特別障害者手当の対象になる、あるいは特別障害者手当の対象になっている方は障害者手帳の対象になるというものではない、ひもづけされるものではないということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私も総合支庁の事務だというのはちょっとうっかりしてしまっていて、なかなか質問が浅くなってしまったのですが、ただ最後に申し述べたようなあれで、全国的にも、国会でもそういう最近取り上げられているあれですので、町としてできるその周知の方法はぜひ図っていただいて、これにできるだけ該当させていただけるように、町民の方を、そういうことで事務を進めていただきたいということをお願いしまして、私の質問終わります。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えいたします。

周知の方法についていろいろとご指摘をいただきました。私どもも、できるだけそういう意味では該当する方については申請をいただきたいという思いは同じでございます。ただ、障がいをお持ちの方と窓口で接することが多くございますけれども、障がいをお持ちの方、あるいは高齢の方でも同じだと思いますけれども、そのことをほかの方に知られたくないという方も中にはやっぱりいらっしゃるわけがございます。本当にデリケートな問題だと思います。私どもが業務を行うに当たっては、慎重かつ細心の注意をしながら、その方が本当に必要とする支援を必要なときに提供できるということが大事だと思っておりますので、そのためには丁寧なその方の要望を聞き取りするということが大事だと思います。望んでいない支援を強要するというような結果になることは避けたいということも常に肝に銘じているところでございますので、そういったことも併せて考えながら、今後ともなるべく多くの方から該当する方については申請をしていただけるように取り組んでまいりたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） どうもありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私からも一般質問を行わせていただきます。

コロナ禍におけるさらなる経済支援の検討はということでお伺いいたします。昨年より新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るい、1年たった今でも日本国内では都市部を中心に感染がまだ広がっています。現在第2波、第3波の感染拡大が広がり、新年になり緊急事態宣言が再度発令されたことで収束傾向が見えているようですが、全国的にもまだまだ厳しい状況にあります。その中において、当町は感染者の発生も長い間確認されておらず、多くの町民の皆様には積極的に感染予防に取り組んでいただいております。

す。そうした状況の中でも、当町のコロナ禍における影響が出てきているのではないかと思います。コロナ禍の影響に対し、町もこれまで財政支援を行ってきましたが、これ以上長引けば生活に大きな影響を及ぼし、経済の悪化から生活が厳しくなる世帯も多く出てくるのではないのでしょうか。

そこで、生活への影響を抑えるため、さらなる経済支援を講じる必要があると思いますが、町の考えをお聞きし、壇上よりの質問いたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 新型コロナウイルスの感染症の拡大で、令和3年1月7日、1都、10都府県ですか、緊急事態の宣言が発令をされました。そして、それが2月の7日まででしたが、1か月延長という形で、国は3月7日まで緊急事態の延長を決めておりますが、今日お昼のニュースで山形県内、これ山形ニュースラインの入りですけれども、県内3日連続新規感染者ゼロということが続いておりますので、本当に毎日私も感染者ゼロ、いつになったらなるのかなとか、何日続くかななどと一番心配をしている状況であります。何とか3日連続ゼロが続いたということ、本当医療関係者、そして県のいろんな機関、病院関係はじめいろんな形の、保健所等大いなる力を発揮していただきまして、山形県内での感染防止、お力添え賜りますこと本当にありがたく、感謝を申し上げるところであります。我が町では、お二人の方が感染症にかかれたというニュースありましたが、先日ハンガリー、ソルノク市とのウェブでの会議では、ソルノク市では何百人もいるのだという話を伺いましたときに、ああ、非常に安全に守られているのだなということを感じたところであります。

さて、経済対策、経済支援策の、どうなっているのだということですが、これまでの経過についてちょっとまとめさせていただきますので、よろしくお願ひします。まず、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内の事業者に対する遊佐町の経済対策の経緯についてであります。昨年2月から国内に急激に広がった新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊施設、飲食店、観光に関わる小売店等が営業自粛を余儀なくされ、町内の事業所でも売上げが大幅に減少いたしました。このままでは地域の経済の衰退が非常に危惧されたため、地域産業、地域経済の維持を図る対策として町独自の緊急経済支援を行ってきたところであります。そして、それとともに国の臨時交付金を活用しながらの財源としながら、一緒にこれまで進めてまいりました。まず第一弾として、昨年3月に遊佐町新型コロナウイルス感染症対策第1次緊急経済支援助成金交付要領を制定し、2、3月の売上金が前年度同期対比25%以上減額となった町内の観光宿泊業、飲食業、小売業を対象に売上げ減分の30%を上限として、19事業所へ665万6,000円を交付いたしました。第二弾として、5月には第2次緊急経済支援助成金交付要領を制定し、助成対象者を製造業や卸売業、理美容業、建設業、また運輸業務等に拡充し、製造業は従業員1人当たり5万円、上限を200万円とし、本社が町外の場合は2分の1の額、その他の業種は個人事業者が5万円、法人が10万円、本社が町外の場合は2分の1の額で333事業所に3,426万4,000円を交付したところであります。第三弾として、9月に第3次緊急経済対策支援助成金交付要領を制定し、特に大きな影響を受けている宿泊業、50人以上を収容する宴会場を営業する飲食業、旅行業に対して、4月から6月の粗利益のうち前年度同期対比50%以上減額のあった月が1か月以上あった場合、その減額分の50%を上限として助成を行いました。その後、7月から8月の影響も大きかったため、期間を延長し、延べ20事業所へ3,801万3,000円を交付したところであります。現在は、山形県飲食業等緊急支援給付金を参考に、アルコール類を提供し、19時以降

も営業している飲食店と代行業に対する支援として、12月または1月の売上金が前年度同期比30%以上減額のあった場合、遊佐町飲食業等緊急支援給付金を1事業所20万円給付することとし、対象となる21事業所中11件の申請を受け付けたところであります。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内の店舗等を応援し、地域経済の維持を図るため、プレミアム付き商品券を夏と秋、冬2回に分けて発行いたしました。夏の商品券は9,000セットが完売で、換金率が99.8%、秋、冬の商品券は1万3,500セットを販売し、2月5日現在で換金率94.7%となっており、換金の期限となる2月15日まで100%近い数字になることを期待しているところであります。

今後の経済支援としては、今までの支援の継続が必要と想定されますが、プレミアム商品券に関しては商品券が販売、使用、換金など多くの人の手に触れることが多く、新生活様式に対応していないという声もあることから、キャッシュレス決済型に移行していく必要もあるのかなと考えております。いずれにしても、これからの新型コロナウイルス感染症の状況や他自治体の支援策を踏まえて、今後の支援策を検討してまいります。なお、観光部門につきましては、年末年始から3月までの観光需要の減少に対して、さきの1月臨時会で承認いただいた「遊佐町新型コロナに負けるな！泊まってお得キャンペーン！」を2月8日から3月末まで、また今議会の一般会計補正予算、昨日可決いただいた議案での減収補填と営業継続のための交付金の2つの事業で支援をしていきます。

今後は、国予算の第三次補正による追加の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を図りながら、4月以降について切れ目のないように支援策を講じていきたいと考えております。令和2年度は、イベントやツアーなど、ほとんどの行事を中止せざるを得ない結果でありましたので、今後は感染症対策に留意しながら、新しい生活様式に対応した、何より町民の皆さんに喜んでいただける企画を観光協会等関係機関と連携し、点検していきたいと考えております。なお、昨日のニュースで、酒田まつりの5月19、20日のパレードが中止になったという情報も寄せられておりますので、これら等の影響と我が町での事業の進捗等にも注視をしてまいりたいと思います。令和3年4月から9月まで大規模な観光キャンペーンであります東北デスティネーションキャンペーンが展開され、庄内だけでなく東北管内で様々な企画が行われますので、町民の皆さんからぜひ利用していただければと思っております。そして、令和3年3月11日でさきの東日本大震災からちょうど10年目を迎えますので、それらの復興の意味での絆のまつりですか、山形市で開催予定と伺っておりますので、それら等も含めて東北地方全体にやっぱり観光の明るい兆しが見えますよう、連携を深めながら進めていきたいと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今、町長の答弁のほうにもありました、新聞等でも私も見まして、えっと思ったのですけれども、酒田市の酒田まつりのパレードが中止になると。ちょうど、酒田まつりですが、5月20日でございます。その前後、当然各地でいろんな祭り、イベントあるわけです。一番北庄内のほうで中心になる酒田市の大きな祭りが縮小すると、これはちょっと大きい影響があるのかなと。やっぱり人の一番動く時期にストップするということは、年明けの緊急事態宣言、これによってブレーキがかかった、その状況と同じような形でまたこの地区に対しての大きなブレーキになるのかなと思うのですけれども、この辺、お隣の酒田市との例えば連絡、町長をはじめ各担当される方々、いろんな形で交流あるかと思うのですけ



れども、その辺の状況、少し状況を把握するという意味でもしお答えできる範囲であればお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は新年度といいましょうか、2月の5日に鳥海山・飛島ジオパークの再認定も決定いたしました。まさに4月から始まる東北ディスティネーションキャンペーンにとっては非常に明るいきっかけになる予定だと思っていましたので、本当に観光業自体をもう一度練り直す、そんな機会が必要ではないかと思っています。そして、実は2月2日付で施政方針でも申し上げました国の第三次補正、令和3年度でも使ってもいいという、予算化してもいいですよという限度額の上限も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も示されましたので、町としてはお中元商戦に向けてプレミアム商品券を夏と秋、冬に既に2回は発行していますが、地域経済、地域の商店の活性化に向けましてはそれら等の予算も新年度予算には組み込んでおりませんので、逆に言うと4月早々の臨時会等を想定しながら、その準備を今からその第3次の交付金を計画をつくってどうやって町内の活性化を図るかについても実はもう指示をしております。やっぱり経済、4月になって回らないと5月になっても6月になってもなかなか回ってくれないという形ありますので、これらと逆に言うと4月、5月、5月のゴールデンウィーク目がけて緊急事態が収まれば、そして期待しているのは新型コロナウイルスのワクチン接種が4月から始まるという形でありますので、それら等のワクチンを接種した方が重症化しないということが分かってくれば、やっぱり観光、そしてこれまでたまっていたストレスの発散にも、自然豊かな鳥海の麓遊佐町にも大いにやっぱり来てもらわなければまずいわけですから、それら等の準備も進めていきたいと、このように思っています。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひ、先手先手ではないですけれども、先を見越した対策考えていただきたいと思うのですけれども、昨日の補正予算のほうでもちょっと予算書を見ていて、困ったなというのも一つありましたし、来週以降その当初予算、これから審議に入りますけれども、その辺も非常にどうなるものかと思いつながり見ていたので、今回の議会に臨んでいるわけですが、まず一つが昨日の補正予算のほうで出ていました収入のほうの入湯税減額、これ結構大きいなというふうに思っていました。当然それに伴う観光に関する影響というのは、これは大きいのかなとそこから推測できるわけです。あと、これから確定申告なりなんなりあって去年1年間の収入の状況というのは出てくるかと思うのですけれども、多分その辺も見越して来年度の予算のいわゆる税収の分、計算しているかと思うのですけれども、その辺、詳細はこの後、予算委員会の当初予算のほうで議論いたしますのであれですけれども、その予算をつくるに当たってどのように町内の経済動向といえますか、収入の動向、変化があったのか。特に先ほど4番議員のほうからも少しありましたけれども、個人の収入にどのように影響しているのか。その辺少し、概要で結構でございます。分かる範囲、答えられる範囲で結構ですので、少しお願いできればありがたいです。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

今現在、この2月10日から所得税の申告が始まっております、各個人の方の昨年の収入状況が大体そろって行くわけでございます。また、集計中でございますが、やはり給与所得者に関しましては、通常の製造業その他にお勤めの方であればそんなに大きな影響は出ていないのかなとは思われますが、やはり観

光業、飲食業にお勤めの方、さらには実際にそれらの業を営業されている方については大きな影響が出ているものと思われます。今年度におきましても、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料等につきましては、収入減の方は減免いたしますよということで遊佐町のほうでも該当になっている方が当然おられますし、やはりそれらの方々はそのまま引き続ききつい状況が続いているのではないかと思います。また、昨日通過させていただきました入湯税につきましても、ちょうど数字を出したのが1月の頭でございます。その直後にまた緊急事態宣言が出されましたので、果たしてあれで収まるかなと逆に心配になっているくらいでございます。そういったこともありますし、また農業等におきましては、皆さんご存じのとおり、今年の米価については単価が昨年より下がっているというようなこともございましたので、やはり全体的に少し沈滞傾向があるのかなと。また、一つちょっと先日あったのですが、世界的な不況の中で、やはりそういった関連の企業さんのほうでは人員整理等も始まっているのかなと。そういったものも少し、ちらっとですが、遊佐町内でも見えてきているなというふうなところがありましたので、やはり影響は避けられないというふうに考えております。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） それでは、私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思います。

今、来年度の当初予算につきましては、詳しいことは来週説明させていただきますけれども、簡単に概要を説明しますと、今町民課長が説明したように、町税については非常に厳しい状態であるということがまず1点であります。予算編成時には、地方交付税も減るのではないかと大分心配したところではありましたが、これは何とか今年度並みにいただけるような形になるということで、一安心したところがあります。そういった中で予算を組む中で非常に心配していたところではありますけれども、現在ふるさと納税がもうほぼ6億円近くまで寄附をいただいている状況でございます。これ財源の少ない我が町にとっては非常にありがたい状況でありまして、この6億円というお金を基金に積み立てながら、寄附者の趣旨に沿った形で来年度以降も有効に使わせていただきたいと思いますということで考えているところであります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今、町民課長のほうからもありました。詳細については事前審査にならないように、予算のほうでまたしっかりやらさせていただければありがたいなと思っておりますけれども、概要といえますか、今総務課長のほうからもありましたけれども、やはり税収という部分から見れば非常に厳しいのかなという状況を皆さんもお分かりいただいたのかなと思います。

あと、町民課長も少し触れているのですけれども、いろいろ単価が下がっている云々という話がありました。ニュースなんか見ると、やはり外食産業、都市部での外食産業が非常に規制が、8時までの規制ということで、密にならないように、年末には政府のほうでもステーキを食べたといってニュースになって大騒ぎしていましたけれども、そういうところからやっぱり我が町の農業、そして水産業もそうですけれども、この辺の1次産業というのがやっぱり一番メインになる、中心になる一つの産業かと思うのですけれども、この辺の状況、まだ1年たっていません。昨年、昨年度と言うとおかしいですけれども、令和2年度の統計というのはこれから出てくる話なので、詳細は分からないと思うのですけれども、今いろんな形で多分農家さんをはじめ、製造業、いろんな形でご相談受けているかと思うのですけれども、その辺の状況、少しご説明願えればと思います。お願いします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、まだ具体的な数値が出ておりませんので、あくまでも私個人の感覚的なものとしかお答えはできないわけですが、やはりコロナの影響で行事やイベント等がほとんど中止というような状況でありますので、大きくは去年の3月、4月の卒業式や入学式のシーズン、あるいは年末年始、クリスマスとか、そういった時期的なものに予定、使用されていた農林水産物等、当然使用が減少しているわけでありまして、それらと関連して外出を控えている状況では飲食店等で使われていた通常の農産物が使用されていないという状況もありますので、大きく減少していることには違いないと思っております。ただ、先ほども総務課長からお話ありましたが、町のふるさと納税については一向に落ちることなく、好調に推移をしております、そちらに係る返礼品等は通常よりも多く出ているという状況でありますので、品目によっては減少したもの、あるいは変わらなかったもの、反対にコロナの影響で多く出たものというふうに分かれるかと思っておりますので、一概には全部が減少したということではないかと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 町長の答弁のほうにもありましたとおり、やっぱりふるさと納税、この辺はありがたいですね、遊佐町にとっては。何やかんや言ってもやっぱり6億円近いお金が入ってくるわけです。それに伴って返礼品です。3割としても2億円近いお金が何やかんやで動く。これは遊佐町みたいな規模の町としてはやっぱりありがたい話でありますけれども、やはり全体的に押しなべて厳しいのかなというのがあります。感染者が増えて、ひどいのはあくまで東京だったり、大阪だったり、大都市圏だけであって、本来からいけば山形県というのはそんなに影響もないはずですし、その中でも酒田は昨年にかけてクラスターの発生はしましたけれども、遊佐町においては発生はかなり抑えられているというところだと思います。ですから、本来であれば町内の皆様がいろんな形で動いていただければ、先ほどありましたが、卒業式の謝恩会なりなんなりというのもそうですし、いろんな、そんな大規模な、何百人も集めての宴会は別にしても、ある程度の宴会、特に私なんか仕事の関係でそういうところ携わっておりますので実感しているのですけれども、例えば葬儀のとき、法事とか、そういうのでも結構だろうと思うのです。そんなに大きな話ではないです。そんなのも動いてくれれば本当はありがたいなと思ったのですけれども、いかにせんニュースであれだけばかばか、ばかばか自粛だ、自粛だと大騒ぎされたので、やっぱり皆さん非常に気を使って自粛されている町民の方々たくさんいますので、かなりストレスもたまっているのかなと思っています。

そういうのも含めてなるだけ町内の経済を回せない、このコロナによつてのマイナス部分というのはあくまで一時的なものだと思っています。ワクチンも近々接種始まるというところでございますので、半年もすればもう何にもなかったように落ち着くのかなと思っはいるのですけれども、今しっかりその対策を取っておかないと、いざ落ち着きました、さあつてなつたときに足腰ががたがたになってしまつて、もう先に進めないと、立ち直るまでに時間かかるという話になってしまいますので、ここでもう一歩経済対策していただきたいなと思うのですけれども、町の全体の話になりますので、多分企画課長とかあたりが中心になるかと思うのですけれども、その辺何かしら検討している事項というのはあるのでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

先ほど町長が答弁で申し上げたように、地方創生臨時交付金について第3次の交付額が示されております。第1次、2次と合わせて合計額では5億7,800万円ほどというふうになりまして、既に1次、2次で4億幾らになっているわけですが、来年度におきましてこういった繰越す金額も含めて1億2,000万円、あるいはそれ以上、来年度に繰り越す事業もありますので、それよりも大きくなりますけれども、そういった資金を有効に活用した事業が当然できるというふうに思っているところであります。観光につきましても、やはり単に消費だけが伸びればいいということではなくて、やはり心の健康といいますか、心の元気といいますか、これの大きな部分がやはり観光だなというふうに思っておりますので、そういったところ、安心して来ていただける事業であったり、あるいは町民、あるいは県内の皆さんの力もお借りをする事業であったり、そういった事業を計画していきたいと思いますが、まだ具体的にお話しできる内容というのはございませんので、そこはご容赦をいただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひしっかりした対策を考えていただければと思うのですが、今回この質問をするに当たっていろいろ私も考えました。実はこの要旨を出すとき、質問のその内容を出すとき、あるいは4番議員とかぶってしまうのかなと思った部分もあったのです。所得税の話、また町民税の話もあったのですが、私も考えたのですが、税金そのものを、カットしたりというのはなかなか難しい話ですが、それに相当する分を例えば個人に対して返金となるのかどうなのか、ちょっとその辺はあれですし、原資的なものもありますので難しいのですが、そういうふうにしたほうがいいのかと思ったのですが、個人にする場合、例えば去年みたいに国が1人当たり10万円出すというのとまたちょっと規模が小さ過ぎるのかなと、遊佐町である場合だと、考えたときに、これを個人にするべきなのかとちょっと考えたのです。個人よりもある程度まとまった団体なりをしっかりとケアして、企業なり団体なりをケアして、そこで働く人たちを安心して収入を確保できるような方法がいいのかなと思ったのですが、その辺、大まかで結構です。これまでは割と業界だったり、例えば観光業とか、そういう形のくくりでやってきていた部分があるかと思うのですが、これから、来年度以降になるわけですが、個人ベースで支援をしたほうがいいのか、それとも企業、団体という形で支援したほうがいいのか、それとも業種的な部分でくくったほうがいいのか、これから詳細決まっていくのでしょうか、その辺大まかにどういう形で考えているのでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

やはりその影響を受けている場面といいますか、どこが一番影響を受けているのか、あるいはそういった意味でどういった支援が一番適しているのかということがそれぞれのところでやっぱり違うのだらうなというふうに思いますし、あるいは事業所であれば事業規模ということも大きく考えなければならないというふうに思っているところでございます。そういう意味では、その影響の度合い、内容に応じてきめ細かい支援をするのがやっぱり本来の支援の在り方というふうに思いますので、それぞれの所管においてやはりそこを十分検討して対策を練っていくというふうなことが必要だというふうに思っています。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） カテゴリー的にはまだがっちり固まったものは何もないというイメージで捉えましたが、そのような形でよろしいでしょうか。そういうカテゴリーが決まっていないという形でこちら捉えていいわけですね。はい、分かりました。では、その辺、我々と違ってやっぱり役場が一番そういう部分の情報を持っているかと思しますので、ぜひきめの細かい形で漏れのない、いい形でのご支援、支援策考えていただければと思います。

さて、お隣酒田市のほうでは、ペイペイを利用した、そういう電子マネーを利用した非接触型で買物ができるということで、非常に好評をいただいているという話聞いています。我が町でもやるべきだなと私思うのですが、いかんせん対象になるいわゆる商店とか、そういうところが規模があまりにも違い過ぎて、なかなかそういう部分ではいけないのでしょうかけれども、やっぱりプレミアム商品券なりなんなりという形でされるほうが、そういう支援なんかはこれからもっと充実させるべきだというふうに思っています。ただ、やっぱりお話を聞くとなかなか換金するのが大変だとかという部分と、あとお釣りでですね、やっぱり1,000円券で来るので、1,000円未満とかになった場合のその扱いが非常に大変だという話もちよこちょこ聞きます。全てではないので、この辺は実際関わりのある商工会の事務方のほうにきちっと相談してもらってやってもらえばいいと思うのですが、そういうのも少し簡単に、簡略化できるような形、手軽に換金できる、やっぱりプレミアム商品券使ってもらうのはいいと、うちの店に来てもらうのもいいと言いますが、現金化ではないわけですから、当然お店とか企業にしては仕入れが発生します。仕入れへの支払いだったりというのがあります。そういうのを考えていけば、やはりそういう部分のケアも必要かなと思うのですが、この辺何かしらその情報は入っているのでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほど来経済の支援ということでお話をされておまして、これまで国のほうで一律10万円支給した分もなかなか消費にもならず、貯蓄に行っている分も多いという話も聞いております。ですので、町としては、ペイペイもそうですが、これまではプレミアム商品券等発行させていただいて町内の経済がなるべく循環するように策を講じてきているわけでありまして、さらにペイペイ等新生活様式に倣って電子決済できるような、決済することによってさらに消費者に還元できるシステムですので、そういったものを今後活用して進めていきたいとは思っております。先日ペイペイのほうからも担当者が参りまして、町のほうの担当者が説明を受けたところでありまして、ペイペイのほうで各商店のほうを回りまして、導入するための機械でありますとかその費用についてもお話は自分のほうで回っていただくということでありますので、それらのほうも活用しながら、町のほうでも各課連携してそういった対応ができるように今後進めていきたいとは思っております。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 産業課長の答弁に補足をさせていただきます。

地方創生臨時交付金につきましては、例えばコロナ対策だけでなく、コロナ後のいわゆる地域振興、そういったものにも使えるというふうになっておりますので、例えば今産業課長が申し上げましたペイペイのそういった設備の導入に対しても使うことはできるというふうに考えておりますので、十分産業課とも連携を密にしながら、要望がどの程度あるのか等含めて検討していきたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 電子マネー、非常にいいかと思います。ただ、やっぱり遊佐町でお金を出します。当然税金から出るわけですが、その多くが逆に酒田市だけで使われるとどうなのかなというのもやっぱり考えるわけです。まず、駄目だという話ではないのでしょうかけれども、遊佐町の財源を全部酒田市で使われるのも、それはそれでいろんな弊害があるのかなと。せつかく遊佐町の中を守るためにやっているのという話になるわけですから、その辺も含めてできるだけ遊佐町の税金は遊佐町の中で回してもらおうと。その方法として、何かしらやり方は多分あると思います。私は、電子マネーは使っていますので、個人的には非常にそのほうが楽なことは楽なのですけれども、なかなかそういうわけにもいかないと思いますので、その辺もこれからしっかり考えていかなければならないと思っていますし、やはりさっきも言ったとおり、いざ収束しました、さあってなったときに経済状況ががたがたで、もう足腰の立たないような遊佐町になってしまってからでは遅い話になりますので、その辺もしっかり考えた政策を打ち出してもらいたいと思うのですけれども、その辺町長、何かご所見あれば。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも副町長の立場として、そして併せて町内で観光、宿泊施設等を指定管理で運営している総合交流促進施設株式会社の社長も務めさせていただいてるという立場の視点も含めて少しこれまでの質疑、いただいたご意見等々を含めてお話をさせていただきたいというふうに思います。

本当に大変な昨年来のコロナの状況の中で、やはり事業を継続していくことの大変さ、そして事業者であれば雇用を維持していくことの大変さ、そして個人の方であれば家庭を持って生活を支えていくことの大変さ、こういった形の中で、先ほど申しました総合交流促進施設株式会社でも国や県や町のいろいろな制度、支援の中で、何とかこれらに向けて頑張っていこうと力を合わせているところでございます。先ほど来町長の答弁、そして各課長の答弁の中にもありましたように、様々な方向性、あらゆる視点からいろいろな意見をいただいた上で、情報もいただいて、望ましい対策といえますか、地域経済にどうやったら活力を与えていけるだろうか、先ほど議員からもありましたように町内の経済をどうやったら回していけるだろうか、そのことをしっかりと踏まえた形で、先ほどありました1億2,000万円を超える金額の国から地方創生臨時交付金、これもしっかりと生かした形で、また町の基金やら税金を生かした形でそれらの制度に結びつけていければというふうに、こう思うところでございます。何と云っても、例えば先ほど来宿泊業とか観光業とか、いろいろな形でいただきました。やはり今の段階では緊急事態宣言、一部の地域で出されている、それに伴って国民の皆さんにもいろいろな形で自粛等々協力を呼びかけているという段階にあるわけですが、こういった中でやっぱり人々の行動の自粛といえますか、これがこういった部分では大きな影響を与えております。指定管理を受けている施設の中でも、議員の皆さんのほうにも規定によりまして年1回決算を終えた後に報告をさせていただいておりますが、全体で売上げ9億円前後の数値でご報告をさせていただいておりますけれども、その中の5億前後がいわゆる道の駅鳥海ふらっと、この中で賄われてございます。遊楽里とかしら自然館、大平山荘、こういった宿泊部門は直接的にかなり影響を受けることが多くあります。例えば今回の地震によっても、地震の影響はない我々のほうでもやっぱりキャンセルに結びつくというようなこと、緊急事態宣言が出されていなくてもこのエリアで頑張るって経済を活性化しようというふうに呼びかけをするのですが、やっぱり向こうからおいでいただける、都市

部からおいでいただける皆さんの行動はどうしても鈍ってしまう。そんな中で、道の駅鳥海ふらっと、ああいったところにお立ち寄りいただき、こういう人々の動きというのがすごく大きく影響しているという、この会社全体の経営からするとそんな状況もあります。これまで議会のご理解をいただいて予算化をいただいた中で、いろいろな支援をいただいておりますこと、本当に感謝を申し上げたいというふうに思うところであります。これからも、後ほど町長のほうから思いがお話あると思いますけれども、やはり地域の経済が循環するような形でどういった部分に、先ほど来申し上げているように、この制度を生かして支援をしていければということをもたまたま市内でもしっかりと意見交換してまいりたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） コロナウイルス感染症の拡大からほぼ1年が経過しておりますが、私はコロナウイルス感染下の中での緊急事態宣言ある中で、やっぱりそれぞれの事業主さんがこれら事業の維持、それから繁栄のためには申しながらも、1人、2人、3人、そして数十人も事業主を抱えてこの地で頑張っている事業主に感謝と御礼を申し上げたいと思っています。なぜならば、雇用していただくことによって給料とかボーナスを従業員に払っていただくということのほかに、実は社会保険とか年金、雇用保険とかの事業主負担が2分の1あるわけで、それらを事業主はそれをしっかりと払っていただけるということについては、従業員として働く人たちがやっぱりしっかりとその恩恵に後々まであずかるような事業を取り組んでいらっしゃるということに関しては、本当に頭が下がる思いであります。やっぱりこの地でこのような厳しい状況下の中でも従業員を抱えながらしっかりと頑張っている、そんな事業者を私は誇りに思いますし、しっかり町としては応援をしていきたいなど、このように思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひしっかりと町内の企業さん、また雇用をしっかりと守っていただければと思います。厳しいながらも、財政は別に我が町、当町楽ではないです。厳しい中ではございますけれども、先ほども少しありましたけれども、例えばふるさと納税、この辺もあるわけです。そういう部分で、何も全部が全部ではないですけれども、例えば必要とされる場所に回せるお金ってあるわけですから、それなども使って、しっかりした形でこの難局を乗り切っていただきたいと思います。幸いにも、まだこの辺マスク警察と言われる人たちだったり、自粛警察とか、そういう訳の分からないやからが出てきているわけではございません。ほかのところみたいに、例えば昨日だったかな、ニュースで少し出ていましたけれども、アーチェリーの山本選手、大会で長野に行ったら自分の車の、世田谷ナンバーだったもので、東京から来たといって車に傷つけられたとありました。そういうマイナスの商業になるような、イメージになるようなことは起こっていません。しっかりやっぱり経済が回って気持ち的にゆっくりになれば、なおさらそういうプラスの部分が増えてくるはずですよ。マイナスの要素がどんどん減ってくるはずですよ。私も壇上で話したとおり、町民の皆様はマスクし、ちゃんと手洗いし、予防には気をつけていただいています。私も子ども教室のスタッフ、お手伝いとして吹浦小学校へ行きますけれども、そのときもマスクと手洗いは基本だよと子供たちに説教されます。そのくらいやっぱりしっかりした形で感染予防している町でございます。経済をこんなコロナで駄目になるようなことないように、しっかりと皆さんのほうからも政策行っただけのようお願いします。私のほうは質問終わらせていただきます。ありが

とうございます。

議長（土門治明君） これにて8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めさせていただきます。

初めはデジタル化についてでございますけれども、デジタル化と聞いてすぐに思いつくのは、アナログデータをデジタルデータに変換することです。音声などのアナログ信号をデジタル信号に変調することやファクスで送っていた注文書をメールで受信するといったこともデジタル化と呼んだりします。扱うデータはデジタル形式に変わっていますが、人が行うプロセスは基本的にこの場合は変わりません。もう一つのデジタル化は、ビジネスをデジタルデータに基づいて変革して新しい価値を生み出すことです。ドローンが撮影した画像から作物の病気を発見したり、スマホアプリが収集した位置情報を分析して店舗がマーケティング施策を行ったり、センサーから取得したデータから傾向を見つけることはこちらの意味合いです。今まで人手で行っていたプロセスを効率化したり、顧客の喜ぶ体験を提供したり、大量のデータから新しい価値を見つけて新しいサービスを生み出したりするというデジタル化のことをデジタル変革、デジタルトランスフォーメーションと呼んでいます。デジタルとは整数のような数値によって表現されるということですが、飛び飛びの値しかありません。工業的には状態を量子化、離散化してして処理を行う方式のことです。デジタルでは、データ量を離散的な値として表現することになって、それらの中間の値は誤差を含んだ隣の離散量で表現すると。この誤差は、適切な量子化を行うことで事実上、實際上影響ない範囲にすることができて、データ量に比例したアナログ量を用いるのとほぼ同等な処理を提供できます。デジタルはゼロか1かの2択という説明は、デジタルの一部を説明しているにすぎません。そのため、デジタルは2択のみではないのです。

最近よく使われているこのデジタルフォーメーションというものでありますが、テクノロジーの力によってビジネスの仕組みや経営を再構築することを指します。長いので、DXと使われることも多いです。代表例は、ライドシェアサービスのウーバー。ウーバー自身は車も運転手も所有していませんが、車を運転するドライバーと移動手段を求めるユーザーをアプリでつなぎ、その対価として手数料を得るというビジネスモデルです。従来のタクシーとは異なる利便性を提供することで利用者を増やしています。ウーバーは、単純にタクシーを呼ぶ仕組みをモデル化しているわけではなく、IT技術で新しいビジネスの仕組みを生み出しました。このように新しい技術をフル活用して、新しいビジネスや革新的なサービスを創出して競争力を獲得することをデジタルフォーメーションと呼んでいます。ウーバーの例は、行政の効率化と革新的な方式を生み出すときの参考として書いてみました。

デジタル庁は、2021年、令和3年9月1日に設置される予定の日本の行政機関の一つで、国、地方の行政のIT化やデジタルトランスフォーメーションの推進を目的としたIT分野を担当すべき省庁です。人員は500名程度で、そのうち100名くらいを民間から登用すべく、2020年12月時点で既に採用活動が開始されております。40人募集のところ、1,800人くらいの応募があったということも実際起こっております。マイナンバーの所管は総務省や内閣府からデジタル庁の一元的な体制に移行し、令和4年度末にはほぼ国民にマイナンバーが行き渡ることを目指しています。国のデジタル化については、「単に情報システムを整備する手続をオンライン化する、手続に係る費用を削減する、オンライン利用率を上げることを意味す



るものではない」としてしまして、サービス設計12箇条に基づき、行政サービス改革、業務改革の徹底を基本方針としています。このことは、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するDXそのものであり、これまでのデジタル化のように紙や対面で行っている手続を単にオンラインでできるようにするなど、従来のやり方をデジタルに置き換えるだけのいわゆるデジタイゼーションではなく、デジタルを前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築するデジタイゼーションの観点の重要性を具現化するものであるとしています。地方行政のデジタル化につきまして、国、自治体のデジタルの統一、標準化を行うこと、それからマイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続のオンライン化を行うこと、それから行政の縦割りを打破し、規制改革を断行し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくるということです。現在、住民記録、地方税、福祉など自治体の主要な業務を処理する情報システム、基幹系のシステムの標準仕様を作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指しています。このプロセスを法制化するとともに、目標時期を設定することで自治体の業務システムの統一、標準化を加速するとしています。情報システムの標準化によって手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、各自自治体において標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務を含めたシステムの最適化、手続のオンライン化などに全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要です。各自自治体における取組の指針と国の支援策を内容とする自治体のDX推進計画を策定予定としております。

行政のデジタル化では、実際問題としては専門家の議論に委ねるしかない場合もありますが、目指すものは住民サービスの充実と自治体の職員の働き方改革、すなわち効率化であります。地方公共団体は公益追求でありまして、区域も分割されています。そのことから、非競争的で、なおかつ多くの事務は法定化されていることから、処理要件、処理過程が決まっているものについては協働システムに乗りやすいと考えられます。従来の延長としてデジタルの手続があるだけならば大きな違いはないかもしれませんが、デジタル化によって事務の在り方や情報の扱い方そのものが変わるとすると体制のシフトが必要となって、従来の議論で収まらない場合もあります。自治体においては、基幹系、それから内部管理系、情報提供系の各種システム、その他様々な情報システムが活用されています。基幹系システムは、自治体の情報システムの中でも重要な位置を占め、負担も大きく、また事務がほとんど法令で定められていますので、創意工夫の余地も少なく、標準化が求められる程度が高いのです。基幹系としては、住民情報、住民記録、宛名管理、印鑑証明、学校教育、選挙人名簿、それから税務は国保、国民年金、福祉関連、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護、児童手当、母子健診、乳児医療等となります。それから、内部管理系では人事給与、財務会計、文書管理、それから情報系としては各団体のホームページと、このようになるわけです。現段階においてもデジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方団体もありますが、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在します。

このような状況の中で、全体のデジタル化を進めるためには、デジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は各自自治体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきだという指摘がデジタル国家基本計画でなされております。今年9月に設置が予定されているデジタル庁は、国の行政機関としてデジタル化を進めていくであろうと想定されますが、企業でもデジタル化は重要な課題になってきております。行政も可能な限りデジタル化を推進する時代になっていると考えますが、

役場にもデジタル化を専門とする職員の配置が必要であろうし、遊佐町のデジタル化とデジタルトランスフォーメーションの取組について伺います。

次に、GIGAスクール構想について伺います。GIGAとはグローバル・アンド・イノベーションゲートウェイ・フォー・オールの略で、世界的で革新的な学びの入り口を全ての子供たちにとという意味であります。GIGAスクール構想によると、令和5年までに中学校、小学校の全ての学年に1人1台のパソコン端末を導入し、令和2年までに高速通信ネットワークを全ての高等学校、中学校、小学校に完備することなどが掲げられています。デバイス装置の移り変わりは激しく、導入までに時間がかかれば子供たちにとって最適な学びの環境とは言えなくなるため、判断と活用促進のスピードが求められます。現行の学習指導要領において、ICT教育は教育委員会ごと、学校ごと、教員ごとの判断に委ねられる部分が多く、指導者側の方針によって格差が生じやすい、発生しやすいといった問題もあります。国では、2020年度から始めていこうという予定でありましたが、大きく変わった点が2つあります。当初は4年間の整備期間でありましたが、何と4年間ではなく1年間で整備し、実施することになりました。もともとは学校の授業中のみを想定していましたが、全国一斉休校の経験を踏まえてオンライン学習の有効性が注目され、教育の創造的復興を目標にすることになりました。家庭内での活用も視野に入れる。世界的には、子供たちはICT端末に慣れ親しんで授業を受けています。先進国の中で、日本の教育のICT活用は遅れています。日本では、ゲームや動画の視聴など遊びの活用がかなり多い。学校の授業で使う比率は世界的にかなり低いのです。子供たちの未来は何でもインターネットにつながって便利になっていくし、情報活用能力を高めさせたいのは社会を創造してよりよく生きる能力を身につけてもらうためであります。一人一人の子供たちに個別最適化された学びの機会をつくって誰一人取り残さない教育を実践するには、対面的な学校の授業とICT活用のオンライン学習のハイブリッドがどうしても必要になるのです。タブレット利用を中心とした遊佐町のGIGAスクール構想の現状と今後の展望はいかなるものか伺います。タブレットは文房具であるという指摘もありますが、一日も早く児童生徒の全員にタブレットが行き渡ることを期待します。

以上をもちまして、壇上からの質問とします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

答弁に入ります前の質問が非常に高等で難しく、私の中で理解し得ないところもあるかもしれませんが、まずはご容赦をお願いしたいと思っています。

デジタル化の推進についての質問だと思っています。国が進めるデジタル化については多くの報道がされ、今までのデジタル化から大きく推進することが言われており、連日DX、デジタルトランスフォーメーションと略され、期待を持って報道されているところであります。国は、新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りとなった日本のデジタル化の遅れを取り戻すためデジタル庁を新設する予定であり、そのデジタル庁が司令塔となり、社会生活や産業、行政でのデータなどのIT技術を活用し、生産性を向上させ、経済成長につなげるとしております。これを受けて、山形県ではYamagata幸せデジタル化構想中間取りまとめを11月24日に公表しております。山形県として最新のデジタル技術の活用促進を進めるとともに、既に普及しているデジタル技術を社会に浸透させることにより、県民が幸せに暮らせる社会の構

策を目指すものであります。その中で、幸せデジタル化の理念として3点ほど挙げております。要約しますと、1つ目としては子供から高齢者まで誰でもデジタル化の恩恵を受けられ、県民の幸せを中心に据えたデジタル化を目指すこと、2つ目としては最新技術に取り組むこと、強みある社会、ビジネス環境を整備すること、3つ目として既にある技術、ツールを活用しながら、アナログとデジタル、リアルとバーチャルのそれぞれのよさを柔軟に利用し、幸せの最大化に取り組むこととされています。県では、これらの理念に基づき、市町村のデジタル化、子供から高齢者までデジタル利便性を享受、経営・生産の効率化、新たな生き方・楽しみの創出等々を進めていきたいと考えております。今後、町でも県と一緒に町民がデジタル化の恩恵を受けて利便性を実感できるように関係機関や近隣市町村と協議を行い、デジタル化を進めていきたいと考えております。デジタル化を専門にする職員の配置については、令和3年度より健康福祉や教育、防災等様々な分野でICTを活用し、力強い地域社会と快適な町民生活を実現するためにデジタル推進室を新設し、対応したいと考えております。

2つ目の質問でありましたGIGAスクール構想についてであります。GIGAスクールにつきましては、任天堂とかソニーとかが史上最高の利益を売り上げたという形でいくと、日本は恐らくゲームの件においては多分世界に冠たるゲーム王国ではないかと思っておりますが、なかなかそれが国が進めるスクールまでたどり着くかということについてはこれからの取組次第ということになるかと思っております。まず、ネットワークの整備についてであります。校内LANケーブルの10ギガバイトへの対応をはじめとした高速で強固なネットワークの改修につきましては、令和元年度の予算を繰り越し、遊佐小学校と遊佐中学校の2校を対象として今月中に完了する予定となっております。これに加えて、蕨岡小学校を対象とした無線LANのアクセスポイントへの整備も行っており、これも今月中に完了する見込みとなっております。全ての学校において整備が完了いたします。

次に、端末機の整備であります。1人1台端末を実現すべく、学習用タブレット端末を今年度の補正予算により小中学校合わせて741台購入する契約を締結しております。今年度中の納入期限となっておりますが、3月上旬に各校に搬入が予定されており、その後初期設定やネットワーク設定等を行い、納期までには児童生徒への供用が開始できる見込みとなっております。また、今回導入する学習用タブレット端末を保管、充電するための電源キャビネットも同時に整備する必要があり、タブレット端末導入前に設置される見込みであります。さらには、電子黒板についても、国の整備基準にはまだ届かないものの、小学校に2台ずつ、中学校には3台設置しております。国では、当初令和5年度までに段階的に整備するとしていた端末整備事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度中の整備に前倒しをいたしました。学校のICT環境は急速に整備されつつありますが、それを扱う教職員のスキルや指導方法の確立も学校によっては課題として残っているようであります。今後は、今回整備された教育現場のICT化による強みを生かし、児童生徒一人一人の能力や適性に合わせた教育、誰一人取り残されることのない個別最適化された教育を推進するため、来年度よりICT支援員1名を配置し、各校教職員のICTスキルを向上させるとともに、学習用タブレットや電子黒板、学習ソフト等を組み合わせた授業の支援を行っていく予定であります。子供たちの明るい未来のため、新しい時代の教育に必要な情報活用能力の育成と独創性を育む教育の実現に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員の再質問を保留して、午後3時10分まで休憩いたします。  
（午後2時51分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。  
（午後3時10分）

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員の再質問を保留しておりましたので、再開いたします。  
11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今、町長からデジタル化についてと、それからGIGAスクールの遊佐町の現状について答弁をいただきましたけれども、両方ともかなり前向きな姿勢で取り組んでもらっているようであり、実際かなり進んでいる面もあるのだなと改めて考えさせられました。それで、遊佐町でも例えば交流促進施設というような、どちらかといえば会社のような、そういう企業というか、関係も持っているわけでありますので、私壇上でも例えばウーバーなどの話をしたりして、民間の企業の話も一部したわけですが、実際町としてもそういう民間関係の経営というものについても全く無縁であることはできないと、そういう面もあるというふうなことも考えていますので、多少民間の経営のような話もするのですが、そこは参考にさせていただければというふうに考えております。

また、企業の成長、発展のためにはDXを実現することが重要だと言われております。そしてまた、国でも積極的に推進しようとしていますが、そんな中で懸念すべきことも実は語られております。というのは、2025年度の崖という言葉がありまして、これは経産省が2018年に出した報告書の中にあるのですが、このまま民間企業もデジタル化に取り組まないで、またDXにも取り組まないでこれまでどおりのような経営を漠然と続けていくと、最終的にはその企業自体がかなりの損失を出すという一つの警告のような内容があるのです。どういうことかといいますと、DXを実現するためには業務の見直し、それから新しい技術を取り入れることが必要だということはそのとおりです。それから、業務見直しとか新技術導入を進めても、社内で今まで、今既に使っているシステムが古いままだとなかなか効果が出にくいということがあります。それで、しかも古い基幹システム、これレガシーシステムと呼んだりもするのですけれども、使い続けると逆に維持費用が高つくというふうなことも指摘されております。このようなことがあるものですから、古いものだけに執着するのではなくて、逐次新しいものを取り入れながらそれをミックスするような形で経営を進めていかないと、なかなかその第一線に到達するような経営のシステムを築くことは難しいのだと、このようなことも指摘されているわけです。このまま放置していくと、もしもデジタル化は一切取り組まないというふうな形ですと、2025年にこの国全体で12兆円もの経済損失が出ると、これはざっとした話なのですが、こういうことも指摘されておりますので、ぜひ新旧織り交ぜた技術をちょうどいいところで採用してもらってやっていただければ会社の経営にも役に立つのではないかと、このように考えるわけです。

それと、最近インターネットや、それから書籍などでもDXという言葉や、前と違いまして頻繁に見かけるようになりました。企業がデータやデジタル技術を活用して組織やビジネスモデルを変革し続けて、

価値のある方法を抜本的に変えること。しかし、実際はDX、成果を上げている企業はまだ少ないと、世界中でも。このように言われております。ですが、やはり徐々にこの方向に取り組んでいかないとますます大変になるだろうと、このように想定されるわけです。それで、DX、成功を収めている企業の特徴というものがありまして、ざっとその特徴は5つほどあると言われております。まず1番目として、デジタルがよく分かっている適任のリーダーをある程度必要な部署に配置しているということです。デジタル専門社員のような方をある程度配置しているということです。それから、組織能力を全体的に向上させていると。それから、従業員の生産性も向上させていると。この場合、新しい働き方を導入してということです。それから、似たような内容ですけれども、社内全体のアップグレードに常に努力しているということです。それから、新しいデジタルツールを、それだけをむやみに導入してもなかなか大変なのですよね。だものだから、新しいツールを導入しながらも、旧システムを見直しながら、それと織り交ぜるように全体的なレベルアップを図っているということです。これはなかなか無駄のないやり方だなと私も思いますし、どっちか一方だけというのもなかなかうまくいかないわけです。だから、ちょうどいい具合に織り交ぜながらやっていくと。この必要があると言われております。そして、行政のデジタル化というのは、では何で行政をデジタル化するのかということになるのですけれども、その目的のようなものは極めて明快です。それは、町民サービスのデジタル化、町民にとって使いやすい役場にするということです。それから、町づくりのデジタル化、それから行政運営のデジタル化。私は、先ほど町長がデジタル推進室を設けて検討していくというふうな話もありましたけれども、もっともなことだと思います。その場合、私は町役場全体のデジタルのある程度基本構想をできればまとめる必要があるのではないかと考えます。私が今急にこんな話をしても雲をつかむような話だと思って聞かれるしかないなということもほぼ分かっているのですけれども、しかしこれはある程度こういう線を出しておかないとなかなかまとまりもないことになるのではないかと。だから、デジタル推進室を立ち上げたこと自体が基本構想をまとめているということになるのかもしれませんが、同時にデジタル化に向けた人材もやっぱり要請していくべきだろうと。しかも、遊佐町の場合は交流促進施設という、こういう民間の企業としてほかのいろんな企業さんと、対等に闘っていくと言葉が変なのですけれども、対等に闘ってやっていって会社自体を存続させていかなければならないと、このような役割も担っているわけですので、ぜひその辺やっぱり勝ち進んでいけるような会社に、頑張ってもらいたいということなのです。その辺を考えますと、やっぱりデジタルは一つのポイントになるのではないかと考えますので、徐々に取り入れてもらって、経営を安定する方向に持ってってもらえればいいのかと、このように考えるということでもあります。何かご意見等ございますでしょうか。

議長（土門治明君）　　本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君）　　これからの時代でのデジタル化への取組、DXへの取組というのは、これは当然避けられないものではないかなというふうに認識をさせていただきます。遊佐町役場の人材という言い方になるかどうか分かりませんが、ICTへの取組の歴史を少し古いときから考えてみますと、昭和48年に私がこの役場庁舎にお世話になったときに、既に町単独で単独の電算機器をそろえて、それを業務に生かしながら活用していくと、その取組をスタートさせておりました。私の先輩に当たる職員の方を研修に派遣をしまして、今のいわゆる電算室と言われるスペースの中で、またその後にはキーパンチャーと呼ば

れる職員の方を新規に採用して、いろいろなデータの打ち込みやら、そういったものを独自計算機の中でやってきたという歴史があります。そういった意味におきましては、いち早くそういった形で取組をしてきた歴史の中で、そのポジションに携わる職員の方々が大いにスキルを磨きながらこれまで行政を担ってきたということは言えるのではないかなというふうに認識してございます。この中でいえば、例えば電算の経験あるのは教育課長、あと企画と町民課長、そんな感じでして、やっぱりその中で専門の知識に触れているんな角度からこれらのことを考えることによって、他の部門に行ってからもしっかりと行政運営の中のいろいろな取組に生かしてきたというのがこれまでの遊佐町役場の一つの特性ではないかなというふうに認識してございます。そういった意味では、一番遅れているのが私みたいなところでございましたけれども、これからもそういった形をしっかりと生かしながら、取組をただいま斎藤議員のほうからお話のあった部分についても進めていかなければならないと認識しておりますし、今国のほうでデジタル庁、そして県のほうでも来年度の予算編成に当たって目標、重点となる5項目の中にそのデジタルに対する視点を入れてございました。そういった中で、県でも、では実際にそのデジタルを生かして行政の中でどういったことに生かす、そして国という大きな行政体といえますか、その組織のありようの中でどうであって、県というレベルではどうであって、では町というレベルになったらどういったところに生かすことが本当に適切にこれを働かせることができるのかということも大事な視点になるかと思えます。やっぱり何にどういうふうにこれを活用していく、生かすか、その視点を考えられる職員が育ってきていると思えますので、役場組織の中でもそういった町長が答弁申し上げましたデジタル推進室、この新設した推進室を中心にしてそれらのことを考えながら、これから生かしていく方向性を見いだしていきたいというふうに思うところであります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） デジタルというのは、最近にわかに何か注目を浴びてきたような面もあると思えます。特にDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉自体がにわかにこれも出てきましたけれども、私もこの前の国会中継なんかテレビで見ただけですけども、結構そんな言葉を使っているのです、お互いに。時代がやっぱりそうなってきたのかなとも思えますし、実際それを円滑に運用できればそれなりの効果を上げているところもあるということで、そういうことがなおさら言われているのではないかと思います。町長の答弁にもありましたけれども、デジタル推進室も設けて対応していくということでもありましたし、地方がますます取り残されることもないように、ぜひそういう形でも頑張りたいと思います。私がネットで調べたところだと、3,000人くらいの町や村があったのですが、何とそこでデジタルに懸命にやっているというところがあるのですよね、既に。そのくらいの規模のところでも生き残りをかけて町政、村政といいますか、やっているところもありますので、ぜひそういう形でもやっていただきたいなということでございます。でも、今のところかなり前向きな取組をなさっているという返事をいただきまして私も少々安心したところではございます。

次に、GIGAスクールのほうに少々移らせていただきます。GIGA、これグローバル・イノベーションゲートウェイ・フォー・オールと。すばらしい言葉なのです、言葉自体は。世界的な革新、全ての子供たちに向けた入り口だと、こういうふうなことでありまして、一昔前まではタブレットなんてそんなものを持つものでないという。逆に今でもそんな人います、少々若くても。いますが、やはり全く状況が変わ

ってきました。昔は勉強は学校に行き、先生が黒板に書いたりして、どっちかというと対面式で勉強するものだと、こういうイメージだったのですよね。ところが、去年のコロナ関係のことで学校に行けなくなりました。では、そうした場合は、子供たちは学校に行かないと、何だ、学ぶ機会も得られないのではないかと、というようなことも若干あったわけです。それだけではないのですけれども、子供たちが学校でも学ぶことができると。自宅に帰ってからも家庭学習でもそれなりに勉強することもできると。要するに双方なのです。ハイブリッドなのです、この考え方は。どっちでも学習することができるというシステムにほとんど変わってきました。それで、日本は一応先進国とは言われているのですけれども、これは先進国の中では一番遅れていると言われていて、このタブレット利用などに関しては、ですから、これは私はできるだけ早急に整備をしていくべき話だろうと思っています。実際にはもう既に相当程度整備がなされるということのようですけれども、私も念のためあえてまたこういう話をさせてもらっているということでございます。私これもまたネットで、大阪に大東市という市があります。ここは人口12万くらいなのです。ここの教育長がネットでGIGAについて説明していたのです。私その動画ずっと見ていたのです。そしたら、やっぱりタブレットの話をするわけです。そしたら、その教育長いわく、タブレットはもう文房具だと、文房具と同じ時代になったと、だからこれを使って学習しないと遅れるのだと、こういうことをしきりにおっしゃっていました。私もタブレットはもはやそのレベルのものになってしまうのではないかと思います。では、タブレットとは具体的に何なのかといいますと、ほとんど何でも調べることができます、検索によって。要するにあの薄い板のようなものに百科事典が全部入っているようなものなのです。何でも調べることができます。それから、カメラ、写真写すことができます、自由に。デジタルカメラが入っているようなものなのです、タブレットの中に。それから、いろんなものを保存することができます。保存という機能がありまして、では保存するということはどんなことかという、帳面に書くと同じなわけです。帳面に書く、メモしておくと同じことなわけなので、この3つのことが一枚の板のようなタブレットで可能になるということです。これほど使い道が広いということでもありますので、まさに私は新たな時代を切り開く一つの教育上の切り札にもなるのではないかと、いうくらいに考えていますので、ぜひこの分野を充実させていただきたいと思っています。もはやタブレットを抜きにして完璧な教育環境といえますか、双方向の教育環境を実現することはほぼ不可能ではないかというくらいに考えていますので、その辺の考え方も教育長か教育課長から一言伺いたいと思います。学校の授業を基本としつつも、タブレットを使ったオンラインで一人でも独自に学習することができると、そういう環境ができるわけですので、GIGAスクールの狙いは私はそこに尽きるのではないかと考えているのですけれども、教育委員会の考え方もまず一度伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 先ほどご紹介いただきました、名前が出ましたけれども、GIGAスクール、私最初メガ、ギガ、テラの、単位の名前だろうと思っていて、後でよく調べてみたら違うことに気づいて非常に恥ずかしい思いをして、昔のスキルというのはもう現代では全然通用しない感じがいたしました。遊佐町内の小中学校で時間をかけてハード整備を計画しておったのですけれども、コロナの関係でハード整備が進みまして、同時にオンラインの学習とリモート学習というのが議論が進んできたというところであります。ただ、文科省のほうでは、GIGAスクール構想の本質的な目標はデジタル教科書

の導入と、それから一斉テスト、一斉調査の実施にあったわけで、後でそのリモート、家庭でも使えるようにというような話になってきたのかなというふうに把握しております。議員おっしゃるとおり、ハイブリッドの利用については将来必ず必要になってくるだろうと考えておりますが、まだ当町においては時間がかかるかなと思っております。あと、共同利用ということに関しましては、ハードもソフトも酒田市と広域の、共通のものを使うということでありますので、指導する先生方も同じ圏内で指導できるというメリットがありますので、そのように今後も進めていこうというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も何しゃべっていいか分からないというのはあるのですけれども、一応私なりに思っていることを2つ、3つ紹介したいと思います。

まず、まさに文房具が入ります。文房具入りますって、もちろん黒板もチョークも使いますけれども、もう情報教育って子供たちが一番知っているのです。ゲームで。うちでネットを使っていますから。お母さんに確認して、それを使っていいか、ちゃんと了解して使っているかは別にしまして、むしろゲームに没頭するのをこれを機会にいいほうに子供たちの活用する能力なり考え方が浸透すれば、それはまさにいい流れができるのではないかと考えているのですが、やっぱり一番は指導する先生方のノウハウ、活用能力だと思います。いろんな活用の仕方があるわけですが、そこでICT支援員を、国の交付金も入っていますので、2年間活用できるということで、もう人材もきちんと押さえています。学校でもいい授業をする先生が退職だということをキャッチしたものですから、その人に来てもらおうということで今話進めておりますけれども、そして今日も来る前に、斎藤議員の質問があるということだったものですから、どうやって活用するのですか、籍を教育委員会に置くのですかと言っていたら、いいえ、ちょうど5校ありますので、月、火、水、木、金と、今日蕨岡、今週は月曜日は蕨岡、例えばですけども、火曜日は遊佐小というふうに各学校に週のうち1日行って、先生方のソフト環境の整備だとか、具体的に授業での活用の仕方とか、授業の進め方にも入っていただいて、しっかり指導できる支援員を確保しておりますので、十分に頑張ってください、まず先生方のスキルアップ、これをやっていかなければならないなと思っています。

知識を調べることができるツールということがありましたけれども、考えて判断して表現する力、そこまできないと学んだことにはなりませんので、ただ知識を持っていて使えなければ意味がないわけですので、そういうことでは表現する、アウトプットするというだけでも物すごく活用の範囲が広いものだと思います。既にご存じだと思いますが、高瀬小学校の6年生、ユーチューブですか、あれね。そうですね。20分ほど編集して、まさにプロ並みの、私もこの前全く知らない、私の酒田にいるいところからメールで来たのです、携帯に。遊佐で子供がまたいい勉強をしていたから見ろということで、まさに私より年上のおばあちゃんのいところから送ってもらって携帯で見ましたけれども、そういうことで子供たちはもう既に活用のいろんな端緒には就いているかと思っておりますので、そんなことで個人で学びを最適化すると同時に、それはコロナ禍のタイミングである、これはマンツーマンでうちでオンライン等で勉強するというのは個人ですけども、そこで勉強が止まったらこれは広がらないわけで、やはりみんなで交流して、また学び合うという、そういうことに結びつけていくのが学校の教室であり、先生の役割だと思います。



それから、時間がないのではしよりますけれども、いろんな可能性があるような気がします。そういうのをフルに最適化で活用できるやっぱり先生方のスキルアップ、それからいろいろ頑張っていきたいと思っています。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 教育課長、それから教育長の答弁もいただきましたが、極めてタブレットについて前向きに考えられているようでございますので、ぜひそういう方向で子供たちの可能性を、ただ学校に行き授業を受けてくるのだと、それだけでなく家庭学習でも十分学習もできるよと、そういうふうなハイブリッドの教育環境を実現してもらって教育効果を上げてもらいたいものだと、このように考えます。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 本日最後の一般質問となりました。11番議員の一般質問は私にはちょっと理解できませんでしたが、最後の教育長の話の中でいつの間にかこの10年来で普通に持ち歩く携帯とか、スマホが普通に存在するような形で今の話し合われたことが我々の生活に役立っていることを願いたいと思います。私は、そういうことで自然に返って、自分の生まれた山のお話をしたいというふうに思います。

鳥海山の森を守るためにということではいろんなことを町長とお話ししたいというふうに思いました。質問状を読まさせていただきます。全国的に緑を守る機運が高まってきた中で、平成19年より始まったみどり環境税を受けて、山林所有者にアンケートが実施されております。このアンケートによって、アンケートのその目的と結果から見えてきた町のなすべき課題とはどんなものかお伺いしたいと思います。

それから、森林の持つ大きな効用に湧水の涵養を上げることができ、町では涵養域をどのように捉えておられるのかも伺いたいというふうに思います。

3番目、昭和初期に植樹された鳥海山の森林は、今伐採期を迎えております。大きな面積での伐採は、周辺だけでなく下流域に影響を及ぼすものと考えられますが、町では把握していますか。それから、把握するいわゆるシステム、状況ができていのかお伺いしたいと思います。

4番目、山林所有者だけではなく、私たちの認識のなさが第2の採石問題につながる危うさがあります。このことについて町ではどのように対処すべきかと整理されているかお伺いしたいと思います。

大きな2つ目で、まちづくり協議会の施策についてお伺いしたいと思います。3年後には町内の小学校が統合いたしまして、地域の核となってきました小学校に代わり、図らずもまちづくり協議会が地域自治の核となると、そのことは町の発展計画にも盛り込まれていることと思います。町の予算や職員のマンパワーだけでは町づくりにはなされないことは容易に考えられますけれども、各地区の防災組織の充実など、課題は山積しておるというふうに思っております。何より町づくりに携わるマンパワーがまだまだ足りないというふうに私も考えており、いろんな機会を通じて町づくりに参加させていただいておりますけれども、町の施策とまちづくり協議会など、地域自治組織とあえて言わせていただきますが、地域自治組織の果たす役割をいかに整理して町として導いていこうとしているのかお伺いをして、壇上から

の質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、9番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

質問の詳細が鳥海山の森というテーマで、山林所有者のアンケートから見えてきたこと、湧水涵養としての森林を守るにはということと森林を守る町の施策はどうあるべきかという質問だと思いますが、まずアンケートについてからお答えをさせていただきます。

山林所有者に対するアンケートにつきましては、平成31年4月に施行されました森林経営管理法に基づき、森林経営管理制度の実施に向け、モデル地区として選出した長坂地区の山林所有者の方を対象とした意向調査のことでありますが、これらの内容については令和2年9月議会でもご説明申し上げましたが、森林環境譲与税を活用して森林整備を実施していくに当たり、所有者の方の今後の山林経営に対する意向や山林の現況に対しての調査を実施したものであります。その結果であります、回答率はおよそ6割で、その中で経営管理を委ねることについて検討したいと回答した方がそのまた6割ということでありました。全体で4割弱という形であります。回答内容から見えてきたものとしては、山林経営を自ら実施したいと考える方は少ない一方で、経営を委ねたい、また現状維持でよいという回答が多くを占めておりました。森林の持つ多面的な機能の発揮に向けて森林整備を進めていくためには、森林所有者との林業経営者との間の連携を構築するための方策を設けていくことが町の課題であると考えております。

2つ目の湧水涵養域についての質問でありました。遊佐町環境基本計画において、鳥海山麓のブナ林帯の下部に当たる地域一帯を清流涵養域と位置づけており、さらに湧水の豊富な地帯を湧水ベルトとして、それらの上流域を湧水涵養域と位置づけ、保全の取組を推進するとしております。これら涵養域については、そのほとんどの区域が山形県水資源保全条例に基づく水源保全地域に、あわせて本町の健全な水循環を保全するための条例に基づく水源涵養保全地域に指定し、土地取引や開発行為との調整機能を確保しているところであります。町としては、これらの施策と併せて、水循環保全計画の推進を通して今後も水源涵養域の保全を図っていきたいと考えているところであります。

最後に、3つ目としては、森林を守り抜く町の施策についてという質問でありました。町内の民有人工林約3,800ヘクタールのうち50年以上の伐期齢を迎えている森林は、およそ3,000ヘクタールあります。国有林では、伐期齢を迎えた森林を年次計画の下皆伐しておりますが、国有林は皆伐後3年以内に再造林、いわゆる植林を行い、森林の更新を図っております。また、国有林以外の民有林では、吹浦財産区で皆伐事業を1年間におよそ3ヘクタールほど実施しておりますが、これらも伐採後1年以内に再造林、いわゆる植林を行い、計画的に森林の更新を図っているところであります。現在の木材市場では、70年、80年生の大径木では需要が低く、50年以上で伐採する木材のほうが利用価値が高い状況であり、このため50年以上を経過した森林について計画的に更新を図っている状況であります。ちなみに、吹浦の財産区では、業者によって中国への輸出という形の活用もされていると伺っております。また、民有林での間伐、皆伐の実施の際は、森林法に定める伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が義務づけられており、国有林については森林管理署と連携を取りながら、伐採、再造林箇所の把握に努めているところであります。なお、皆伐等による下流域に対する影響については、現在もそういった事例はなく、将来的にも影響のある箇所は水源涵養保安林として指定されておりますので、影響は少ないものと考えております。

続きまして、まち協への施策、3年後に小学校が統合するから、地域から学校が外れたときの地域自治組織の在り方について等の質問だと理解をしますが、各地区まちづくり協議会は平成19年9月1日に施行された遊佐町まちづくり基本条例に規定する地域自治組織として、平成23年度より各地区まちづくりセンターを活動拠点として幅広い町づくり活動に取り組んでいただいております。町でもこのまちづくり基本条例に基づき、各地区まちづくり協議会と協働して地域課題の解決に取り組んでまいりました。まちづくりセンター体制へ移行した当初は従前の公民館事業を引き継ぐ活動が多く見られましたが、西遊佐地区で実施しているエプロンサービスのように、地域における福祉分野の課題への取組や災害時を想定した避難所開設訓練など、新しい活動も展開されてきています。各地区まちづくり協議会では、主体的に課題を捉え、その解決に向け多くの事業に取り組んでいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の予防対策など、これまで全く想定できなかった課題が生じています。特に地域の連帯感を醸成する住民運動会などの体育事業は、感染リスクが高まることから昨年度は全く実施せず、今後の実施も非常に困難な状況とは思いますが、改めて事業内容や手法の見直しが求められていると考えております。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、来年度以降のまちづくり事業実施に向け、ワークショップ形式でまちづくり計画の振り返りや見直しに取り組むまちづくり協議会も出てきております。協議会からの要請に応える形で役場の地域担当職員も参加させていただき、一緒に検討作業を行っているところであります。町では、新小学校開校後も各地区が抱える課題解決のため、まちづくり協議会の主体的な活動を尊重しながら、活動場所の提供、活動資金の援助、情報の提供等を行っていく予定です。また、まちづくり協議会連合会役員会の施設経営訪問などで会長、事務局長との意見交換を通し地区課題の共有に努め、協働による町づくりを進めていきます。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それでは、森を守るためにということで、まさにアンケートが行われた長坂山林組合の一員としてその山林を守るために林道整備を主体とした活動をやっているわけですが、いわゆる組合費を徴収して歩くのも私たちでございます。なかなか徴収しに各個人の家を訪れてもやはり自分の森がどこにあるのか分からないというのが最近の実態なのでありまして、できれば誰かに譲りたいのよねというのとは一つの最近の傾向であることでございます。どうしたらいいのかなというのが、やっぱり一番は後に項目で出てきます、いわゆる涵養域を我々は守っているのだというその意識を強めたいというのが一つなのでございます。

先に涵養域についてどのぐらい、いわゆる国定公園との違いがあるのかということを少し整理したいというふうに思うのですが、実際国定公園となれば木を切ることも植え替えることもなかなか難しくなるわけですので、どのようにその涵養域を町では捉えているのか、産業課長、ご説明いただければ。それはどっちだ。では、町長。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） かつては岩石採取問題のときにエリアとして鳥海国定公園の内側であるか、外側であるか、白地の土地であるかというのが非常に課題として話題になったことがありました。白地だからしょうがないのではないかという形の議論が進んだというように思っておりますが、実は私は鳥海山・飛

島ジオパーク、いわゆるジオパークとして日本ジオパークに認定されたこと、そしてこれがまた2月5日に再認定されたことによって、エリアの外、内ではなくて鳥海山全体を保全の責務を、ジオパーク活動によって責務を負ったというふうに理解をしております。それから、県が水循環基本条例を我が町の健全な水循環を保全する条例の3か月前に立ち上げてくれたときに、多分国の法律はそれ1年後ですから、水循環基本法ができる1年前に県が水循環基本条例をつくってくれたときに、エリアを国定公園の内とか外という議論ではなくて、それらはやっぱり上流域、湧水ベルト、そしてその上はやっぱり湧水涵養域として保全するべきであろうという、県の会議の中でもそれらをしっかりとまとめてくれたということが非常に大きかったのかと思っています。その県の指定したエリア、プラス町としても多少の面積は追加した、ほぼ同じの、それらをやっぱり県がしっかりしてくれたおかげでそのエリアを町としても同じエリアを指定したというところで、いわゆる国定公園の内、外という議論はあれ以来ほとんどやっていない。県が定めてくれたおかげというふうに思っております。ただ、工事して、いわゆる意見を、条例を県が決めたときに、それはこのエリアは湧水涵養エリアですよと、いわゆるそのパブリックコメントを求めたときには、秋田県の当該事業者は山形県に対しては異議申立てはすぐ直後にやっておりましたが、遊佐町が健全な水循環条例によって同じエリアを水源涵養域と定めたときには、遊佐町には異議申立ては当該事業者からはいただいておりませんので、付け加えさせていただきます。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それで、町長もナチュラルリストでありますので、お気づきかと思うのですが、杉林とブナ林の空気が違いますよね、おいしさが。いわゆる水源の涵養域となれば、やはりブナ林のほうが保水力から浄水力からあるわけですので、そちらのほうが山としては自然に近くて豊かな山というふうになるかもしれませんが、先ほど答弁にもありましたように、お金になるのは杉林でありますので、その辺がなかなか苦しいところです。今、中国のほうが建設ラッシュで木材が高いということで、今が切りどきということで、恐らくこれからも大面積の伐採も入ってくるのかなというふうな懸念もござります。いわゆる大きな伐採といいますと、いわゆる二ノ滝登山道を上っていくと森の清水が今水が枯れておまして、それはなぜかという、先輩から聞いた話ですけれども、上のほうに、やっと聞いたのですけれども、大やぶという下から見ると扇形に伐採された国有林があるのです。あそこを伐採したおかげで森の清水から水が出なくなったということが、マタギのおやじから聞いておまして、そういうことでいわゆる町のほうでも森林の管理に関してある程度、どのぐらいの情報力を持っているかということと拘束力を持っているかということ、それがやっぱり涵養林と国定公園の違いの差に現れてくるのかなというふうに思ったので、こういう質問をさせていただきました。

そういう観点からして、町ではどのような管理ができるのか、その辺少しお話しいただければと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ただいまの阿部議員の大やぶの関係の確認ではありますけれども、その話も産業課の担当職員のほうにちょっと確認をしましたところ、もともと崖のところでありまして、伐採したわけではないというような

感じと聞いております。ですので、国有林ということもありまして町のほうでちょっとどうこうはできないわけではありますので、情報としては森林管理署に確認すれば判明するかとは思いますが、まずは水源涵養林としても指定になっているところであれば当然それなりの制約はかかっておりますので、無断で伐採すれば罰則規定もございますので、そういった形で管理はなされると聞いてはおります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） なかなか国有林までは町では口を出せないというような答弁だったというふうに思います。ただ、森の清水が水が枯れた原因というのはまだ実際調査したわけではないので、調査してもそのような結果が出るかどうかは分かりませんが、最近、ここ二、三年かなり水が戻ってきております。見てみますと、やはりその大やぶの木もまた再生してきているということを考えれば、大面積の伐採というのはいわゆる地下水の涵養に大きく影響しているということは間違いないことだというふうに思いますので、その辺は町としてもよく観察するべき事項だというふうに思います。

先ほどのアンケートの中でも60%、60%にして割り返していけば組合の40%ぐらいしか恐らく守っていかうと思う地主さんがいなくなるということが今のところのアンケートでも出ているわけで、特に一番怖いのは私のうちも含めて代替わりしていくと本当にそんな山の、おやじからも聞いたこともないし、どこにあるのだと、何でそんなの俺たちお金を出さねばならないのだというようなこともあるし、守っていかうという機運が出てこないのだらうと思います。そういうときに、町でそれを引き受けて守っていかうという、そういう気持ちがないというふうに思ったものですから、ぜひ町のほうでのよい答弁を期待したいというふうに思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は森林法の改正がありまして、今は調査を行っているのですけれども、森林譲与税を交付するので、放棄された山林を健全に町に管理しなさいよという制度がスタートする予定です。財源が今これから来るという形になるのですけれども。その中で、いわゆる自分で管理できないところをやっぱり町に対して、公の予算を投入しながらそれらを保全していくという活動がいよいよ、森林譲与税を活用しての事業がこれからスタートするというように理解をお願いしたいと思います。かつて胸腹が危ないという看板がかなり立ったことがありまして、胸腹の上部で岩石採取が行われ、今共存の森として購入したわけですけれども、仙台高裁の裁判の裁判官は、いわゆる吉出山の懐の内の湿地帯が消失してしまったという経緯をしっかりと判決文の中で組み込んでいただいております。それを見ますときに、これまでの経緯等についても仙台の高裁ちょっと厳しいのではないかという思いをしたのですけれども、やっぱり湿地帯がなくなったではないですかと、岩石採取によって、ということをしっかり裁判所でも判決文に入れ込んでおりますので、これから今後についてはやっぱりそれらもしっかり地域にも周知をしながら町民の皆さんと一緒に、できれば採石業者には無用な転売はしないようお願いをしていかなければならないと、このように思っているところです。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） まさにやはり山を守る人たちにとっては背中を押してくれる判決だというふうに思います。実際あの湿地帯を見れば、これはなくしてはいけませんよねというのは誰しもが思うことだと思いますので、そんなところに気軽に見に行ければそれなりに皆さんも、地主の方々も守っていかうとい

う気持ちが出てくるかと思います。特に二、三年前から共同の山というのですか、国有林を借りてずっと栽培してきた森が伐採期を迎えておりまして、ここ二、三年で大分その伐採が始まるかと思います。それが終わると大体国有林にもうお返ししますよというのが組合員たちの意識のようでございますので、ほかのほうも、そういうことも考えればいわゆる個人で保有している山もだんだんそのような形になってくるのだらうというふうに思いますので、まだ地主の方たちが山に関心あるうちに、いわゆる山を守っていける林道なりの整備等々をできるうちにやっておいて、そういう山を守る機運を残しておいて町のほうでも管理していただければなというふうに思います。その辺で何か付け加えることがあればお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は吹浦財産区、本当に経営がもう大変で、木が売れなくなったら石を売ったりして何とか生き延びて、私が就任した時期にも基金がゼロという状態まで来ましたが、今事業者が県に届出をして許可をもらって間伐、皆伐をやって、木材が売れるという状況を聞きまして、年度末には吹浦財産区の基金自体が2,000万円を超すぐらいまで戻ってきたという状況であります。本当に国の森林法の改正によりまして、今まではもう持っていない財産がこれからやっぱり森林を活用して環境も保全しましょう、町もしっかり、国民も税金払うのですけれども、それから森林譲与税、地方に分配しますよと。当初分配では人口割でするものですから、横浜とかが人口多いので大変いっぱい来て、地方にはなかなか来ないというお話もありましたが、それら等少し調整しながら、地域にも来てくれるという話もありますので、これからの森林行政をやっぱりしっかり応援しながら、一緒に力をお借りしたいと思っています。

あと、残余の答弁は担当課長よりさせます。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） それでは、私のほうからも若干答弁をさせていただきますが、先ほど来申し上げております森林環境譲与税につきましては、令和6年度の町民税の関係から一緒に徴収されるものとなっております。現在は前倒しで国のほうで準備をして、昨年度400万円ほど、今年度は900万円ほど譲与税を町のほうで受けているところであります。それらを活用しまして、議員がおっしゃるまだまだ森林整備、管理の運営とかができない森林について、それらの環境譲与税を使いながら町のほうで将来的には管理をしなければいけないということで、いろんなやり方についてもどれがいいのか県のほうで国と協議しながら、こういう使い道があるというようなことを各市町村に研修会等で話をしているところでありますが、まだまだはっきりした使い道も決まっていないという状況でございますので、今後先ほど来話になっている未整備森林の保全活動でありますとか、あるいは問題となっている松くい虫の民地の伐倒処理関係、利用できるものについてはそれらを活用しながら、我々としても利用していきたいと考えておりますので、一緒に検討させていただければと思っております。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 今までですと担当課の係の職員の方々に相談してもなかなか首をかしげるだけの答弁しか返ってこなかったわけですがけれども、この森林環境譲与税のおかげで森林の管理に少しは何か寄与できるような施策が取れるかなというふうなことを組合のほうに帰ってもお話しできるかなというふうに思います。そのほかに、町内でそういうふうに組合費を徴収しながらやっている組合というのはどのぐ

らいあるか分かりませんが、やはり全て町に丸投げというわけにはならないわけですので、我々の恵みの山を守るためにもやはりそういう山にいろいろな関心を持っていきたいというふうに今答弁を聞きながら思いましたし、実際自分の山ではないかな、少しほかの人から譲り受けながら自分の楽園をつくっている方も上流のほうにおりますので、そんな使い方もそれはそれでいいのかなというふうに思います。その辺の管理についてもあまり乱開発にならないような形でぜひ町のほうでも指導いただければというふうに思います。

次に、まちづくり協議会への施策について質問いたしました。この前も遊佐地区でもここにいる遊佐地区出身の議員全員参加しながらワークショップ、30名の予定が50名を超える、密になる状態でワークショップをやってきたわけですが、その中でも、いわゆる遊佐町の暮らしやすさを追求するような意見がいろいろ出されております。参加するたびにいつも言われるのですけれども、まずは町でできることは町でやってよという、一つは防災関係で、いわゆる防災の備蓄庫、大体避難所に防災の備蓄がないということが一番の理由なのですけれども、実際の小学校、中学校等々、体育館もそうですけれども、災害によっては避難所になるわけですが、その辺の、避難した場合備蓄庫が遠過ぎて、各地区に1つぐらいしかないものですから、避難所同士の取り合いになるのではないかとというような懸念まで意見をいただいております。先日、13日の福島沖の地震のときにも、どこでしたかの体育館のほうで、それこそ体育館の中にテントが設置されるという、コロナの対策のために、あのぐらいはやっぱり遊佐でもできるのかなというふうに、あれはうらやましいなというふうに思ったものですから、その辺も含めた答弁をいただければというふうに思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

災害に関する備蓄に関しましては、先日も遊佐まちづくり協議会のほうからも提言をいただきまして、それに対して回答をさせていただきましたけれども、今現在その備蓄の考え方につきましては一定程度整理させていただいているところであります。来年度、新年度の予算につきましても、新庁舎の脇に備蓄庫を備えるという考えもございます。遊佐地区でいえば、川北と川南のところに2か所備蓄庫ができるというところもありますので、そういった整理の仕方、あとは山間部、平野部をどうするのか、そういった考え方を一定程度整理させていただいて、新たな体制を今後構築していきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） そういうことで、今年は予定として遊佐中学校を避難所とした訓練を予定しておりますので、それを前提としたそれなりの整備がなされて、マニュアルの作成もできればいいかなというふうに思います。

今回も先ほどの11時のJアラートのときもよく聞こえなかったわけですので、あれ確認のために町のホームページ等々で確認できるようなシステムみたいなことができないものなのか。それから、どちらの備蓄庫にどのぐらいのいわゆる備蓄品があるというようなものの、それからそれをどういうふうに分配できるようなというような、そういう情報が管理できればいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺のこれからの整備をお願いしたいなというふうに思うのですけれども、その辺もし計画があればお願い

したいというふうに思います。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

災害用のその備蓄の考え方につきましては、今現在は基本的には各地区に1か所で、災害が発生したときに、災害もいろんな種類、どういった災害が起きるか分かりませんので、それぞれの災害に対応し、各地区からそれを運搬するという方策が今現状でございます。今議員がおっしゃられたのは、その情報がいち早く伝わる方法がないのかという趣旨の質問であったと思いますので、それは先ほど11番議員からデジタル化の話もございましたけれども、そういったことを含めて今後検討していくことなのかなというふうに考えております。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） そういうところでデジタル化のこういうのが出てくるわけですね。斜めから2番議員もラインで何とかしろよとかと色々な提言がございますので、その辺も踏まえたデジタルが町に革命を起こすような、そんなことができればというふうに思います。ぜひ暮らしやすい町のために今後ともよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日2月18日午前10時まで散会いたします。

（午後4時21分）